

# 第4次宮古島市地域福祉推進計画(案)

(地域福祉計画・地域福祉活動計画)

令和8年2月  
宮古島市



# 目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1. 地域福祉とは .....	1
2. 計画策定の背景・目的.....	1
3. 計画の位置づけ及び計画期間 .....	2
4. 計画の策定体制.....	5
5. 計画の見直しのポイント.....	6
第2章 本市の地域福祉を取り巻く環境 .....	7
1. 基礎データの状況 .....	7
2. 市民アンケート.....	16
3. 団体等ヒアリングの概要 .....	26
4. 前計画の進捗・評価 .....	28
5. 計画策定に向けた課題 .....	34
第3章 計画の基本的な考え方 .....	37
1. 計画の圏域.....	37
2. 計画の推進にあたって.....	39
3. 基本理念及び基本目標.....	41
4. 施策の体系 .....	43
5. 目標指標の設定.....	44
第4章 地域福祉の取り組み(各論) .....	45
基本目標1:一人ひとりが福祉の担い手となるひとづくり.....	45
1. 福祉意識の啓発と機会の充実.....	45
2. 担い手となる人材の育成・確保.....	48
基本目標2:地域共生社会の実現に向けた仕組みづくり.....	50
1. 地域で支え合う仕組みづくり .....	50
2. 地域活動の活性化支援.....	56
3. サービス利用支援と質の向上.....	59
基本目標3:誰もが安心して暮らしていけるまちづくり.....	63
1. 子どもや高齢者、障がい者などの権利を守る仕組みづくり .....	63
2. 困難を抱えた市民への支援 .....	66
3. 安全・安心の環境づくり .....	73

第5章 包括的支援体制の構築に向けた検討 .....	81
1. 本章の目的と背景 .....	81
2. 重層的支援体制整備事業とは .....	81
3. 本章の位置づけ .....	82
4. 重層的支援体制整備事業の各事業の体制及び取り組み内容 .....	82
第6章 着実な計画の推進のために .....	89
1. 計画の周知・啓発 .....	89
2. 計画の評価と進行管理の徹底 .....	89

# 第1章 計画策定にあたって





# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 地域福祉とは

地域のだれもがすこやかで安心した生活を営むことができるよう、地域のみんなで支え合うまちづくりの実現に協力して取り組んでいこうとの考えによるものです。

地域福祉の推進は、平成12年に社会福祉法に規定され、社会福祉法第4条に、『地域福祉の推進』として地域福祉の概念が位置付けられています。

### 社会福祉法より抜粋第4条(地域福祉の推進)

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

## 2. 計画策定の背景・目的

近年、少子高齢化や世帯の小規模化、一人ひとりの価値観や生活様式の多様化など、社会環境の変化により人と人とのつながりが次第に希薄化し、家庭や地域で支えあう力が弱まりつつあります。また、就業環境や社会環境が大きく変化する中、生活不安の増大、ひきこもりやニート、子どもの貧困、「ダブルケア」といわれる介護と育児に同時に直面している世帯、「8050問題」といわれる高齢の親と働いていない独身の50代の子が同居していることで介護や収入が不十分な世帯など、多様化・複雑化した課題を抱えた地域住民や世帯への対応は、これまでの公的福祉サービスでは十分に対応できない課題として顕在化しています。

そのような中、制度・分野ごとの縦割りでは解決できない複合的な課題や制度の狭間などの課題への対応、地域の「つながり」の弱まりなどの課題に対応していくためには、「支え手」「受け手」という関係ではなく、誰もが生きがいと役割を持って地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現を目指していくことが示され、地域課題を住民一人ひとりが「我が事」として主体的に取り組む仕組みづくりや、地域での課題の解決するための「丸ごと」の包括的な相談支援の体制整備を進めていくことが求められています。

令和3年には、社会福祉法の一部改正により「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う包括的な支援体制を構築する「重層的支援体制整備事業」が創設され、益々市町村における包括的支援体制の構築が必要となっています。

宮古島市においては、「人とうびと添すまい結ゆいぬ島すまみゃ〜く」の理念のもと、「地域の福祉力向上の支援」、「地域における支援の仕組みづくり」を基本目標に第1次計画(H22.3)から第3次計画(R3.3)を策定し、人と人をつなぐりで支える地域福祉の推進に取り組んできました。

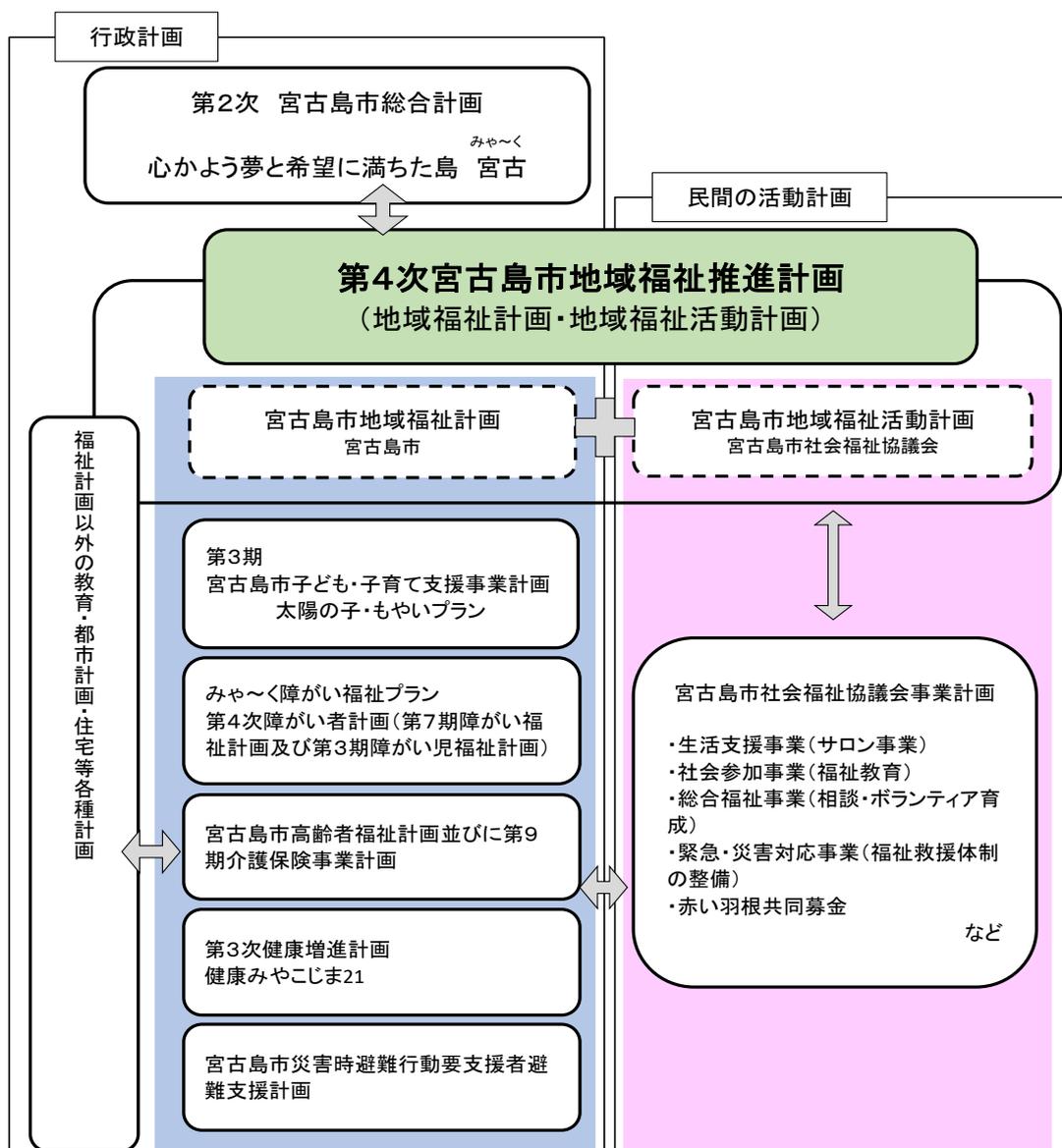
第3次計画までの取り組みを活かしつつ、総合的に推進することで、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進をより一層図っていくため、第4次地域福祉推進計画を策定します。

### 3. 計画の位置づけ及び計画期間

#### (1) 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に規定される市町村地域福祉計画であり、本市の最上位計画である宮古島市総合計画との整合を図るものとし、本市の福祉に関連する分野別計画の上位計画の位置づけとなります。本市の福祉に関連する分野別の計画としては、宮古島市子ども・子育て支援事業計画、宮古島市障がい者計画及び障がい福祉計画、宮古島市高齢者福祉計画並びに介護保険事業計画、宮古島市災害時避難行動要支援者避難支援計画、健康みやこじま21等を策定しています。これらの関連計画が連携し、福祉の課題に対応できるよう「地域・支え合い・住民参加」という視点で横断的につなぎ、施策を推進する計画とします。

なお、第3次計画から、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と一体的に策定しています。また、本計画(第4次計画)より、再犯防止対策の推進(宮古島市再犯防止推進計画)及び子ども・若者への支援施策(子ども・若者計画の一部)を包含する計画となっています。



## (2)地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、市民の主体的な活動と地域福祉を推進する様々な担い手が連携・協働し地域の生活課題等を解決していくための仕組みをつくり、それぞれの役割に応じ、福祉活動を実践することですべての市民が安心して暮らすことができる地域づくりを実現していくための計画です。

地域福祉を進める上で本市全体の理念や仕組みをつくる計画が地域福祉計画であり、それを実現・実行するための中核をなす社会福祉協議会の行動のあり方を定める計画が地域福祉活動計画といえます。

### ①地域福祉計画

地域福祉計画は、地域の生活課題等を市民自らが見つけ、把握し市民を主体とした地域の福祉活動によって地域の生活課題を解決していく体制づくりの指針を示す行政計画です。

### ②地域福祉活動計画

社会福祉法第 109 条に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定されている社会福祉協議会が策定する計画で、「すべての住民」や「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を経営する者」、「企業」などが相互に協力して、地域福祉の推進を目的とするための実践的な活動計画です。

### (3)計画の期間

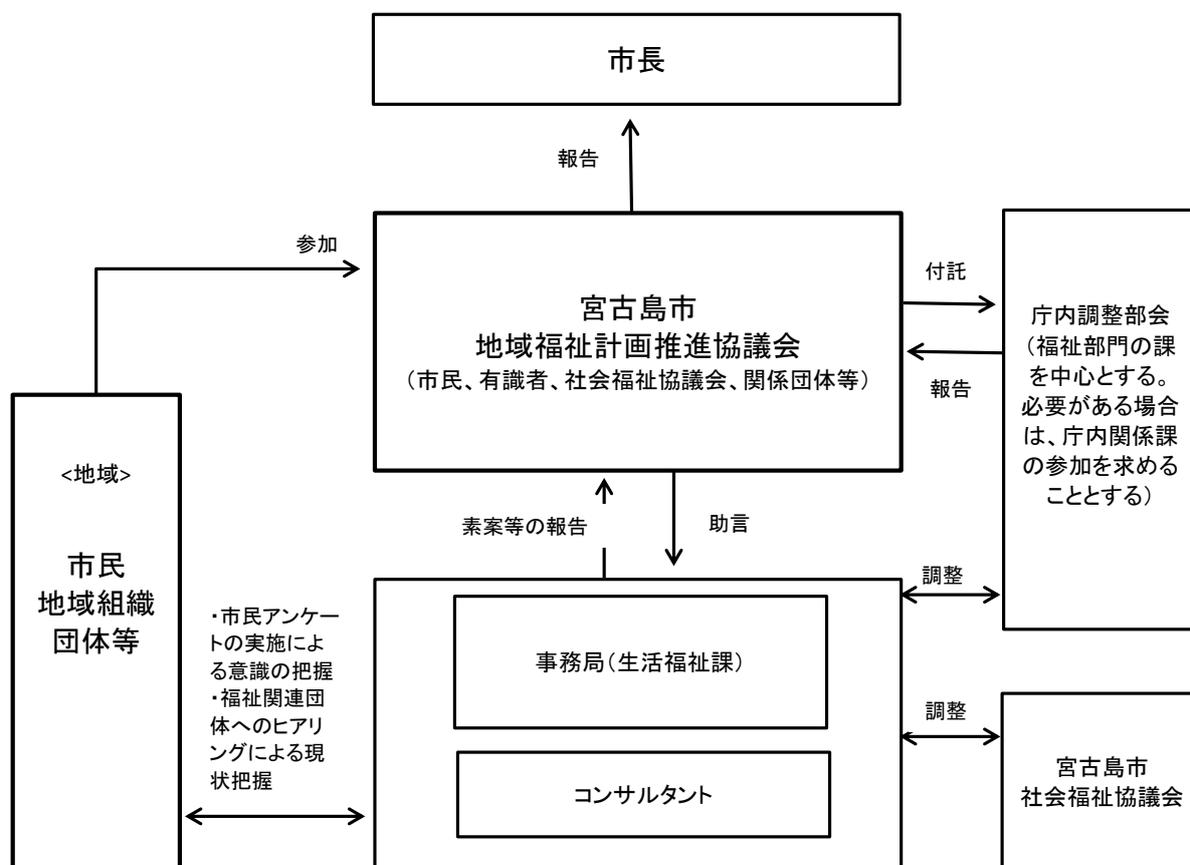
本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とし、令和12年度には計画の見直しを行います。

	令和5年度 (2023年)	令和6年度 (2024年)	令和7年度 (2025年)	令和8年度 (2026年)	令和9年度 (2027年)	令和10年度 (2028年)	令和11年度 (2029年)	令和12年度 (2030年)	令和13年度 (2031年)	令和14年度 (2032年)
宮古島市総合計画										
基本構想	第2次計画			第3次計画の基本構想(10年間)						
基本計画(5年間)	後期			第3次計画 前期						
宮古島市地域福祉推進計画	第3次			第4次						
宮古島市子ども・子育て支援事業計画	第2期	第3期					第4期			
みや〜く障がい福祉プラン										
障がい者計画	第3次			第4次						
障がい福祉計画	第6期	第7期	第8期		第9期					
宮古島市高齢者福祉計画並びに介護保険事業計画	第8期	第9期		第10期			第11期			
健康増進計画 健康みやこじま21(12年間)	第2次	第3次(12年間)								

## 4. 計画の策定体制

第4次宮古島市地域福祉推進計画の策定は、市民や地域の関連団体、関係機関等のメンバーで構成する「宮古島市地域福祉計画推進協議会」において主な議論を行うとともに、庁内の調整を行い検討しました。

また、市民の地域福祉に関する意向を把握し、計画に反映させるため、市民アンケートの実施をはじめ、自治会(小地域ネットワーク)をはじめ、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、障がい者団体などからも意見聴取に努めました。



## 5. 計画の見直しのポイント

地域福祉計画に関する法制度の動向や見直しのポイントは、以下のとおりです。

福祉分野	主な動向	年次
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域包括ケアシステムの構築→2025年の高齢社会への対応</li> <li>●2040年を見据えて「社会が個人の意思決定に可能な限り寄り添える社会」≡「地域共生社会」の実現を目指し、「参加」と「協働」で作る包摂的な社会の方向性の提示(地域包括ケア研究会)</li> </ul>	平成27年 平成31年
障がい者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</li> </ul>	平成29年
児童	<ul style="list-style-type: none"> <li>●こども家庭センターの設置が努力義務化(児童福祉法)</li> </ul>	令和4年
地域福祉 (対象を区分しない)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●SDGs「誰一人取り残さない社会」の実現</li> <li>●生活困窮者自立支援制度の創設-貧困に陥る前の生活支援</li> <li>●「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」</li> <li>「全世帯・全対象型地域包括支援体制」:高齢者のみならず全世帯へ包括的な支援体制や総合的なサービスの提供等</li> <li>●地域共生社会の実現「我が事・丸ごと」の地域づくり</li> <li>●地域共生社会の実現のための社会福祉法の一部改正</li> <li>●重層的支援体制整備事業の創設</li> <li>●身寄りのない高齢者への支援の推進</li> </ul> <p>(2026年に地域福祉計画で位置づけ検討)</p>	平成27年 // // 平成28年 令和3年 令和7年
権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> <li>●民法改正 成年後見制度施行-任意後見制度の創設</li> <li>理念「自己決定の尊重」「残存能力(現有能力)の活用」「ノーマライゼーション」</li> <li>●再犯防止推進法が成立</li> <li>●成年後見制度利用促進法 施行</li> <li>成年後見制度利用促進基本計画策定の努力義務化、地域連携ネットワークの体制整備、中核機関の整備・運営方針、「チーム」「協議会」の具体化方針等</li> <li>●第一期成年後見制度利用促進基本計画(国)</li> <li>●第二期成年後見制度利用促進基本計画(国)</li> <li>●第一次再犯防止推進計画(国)</li> <li>●第二次再犯防止推進計画(国)</li> </ul>	平成12年  平成28年 //  平成29年度 令和4年度 平成29年度 令和4年度

包括的な支援体制の構築を図り持続可能性のあるまちづくりを進める  
(地域共生社会の実現のための地域づくりの強化に向けた取組の推進)

## 第2章 本市の地域福祉を取り巻く環境





## 第2章 本市の地域福祉を取り巻く環境

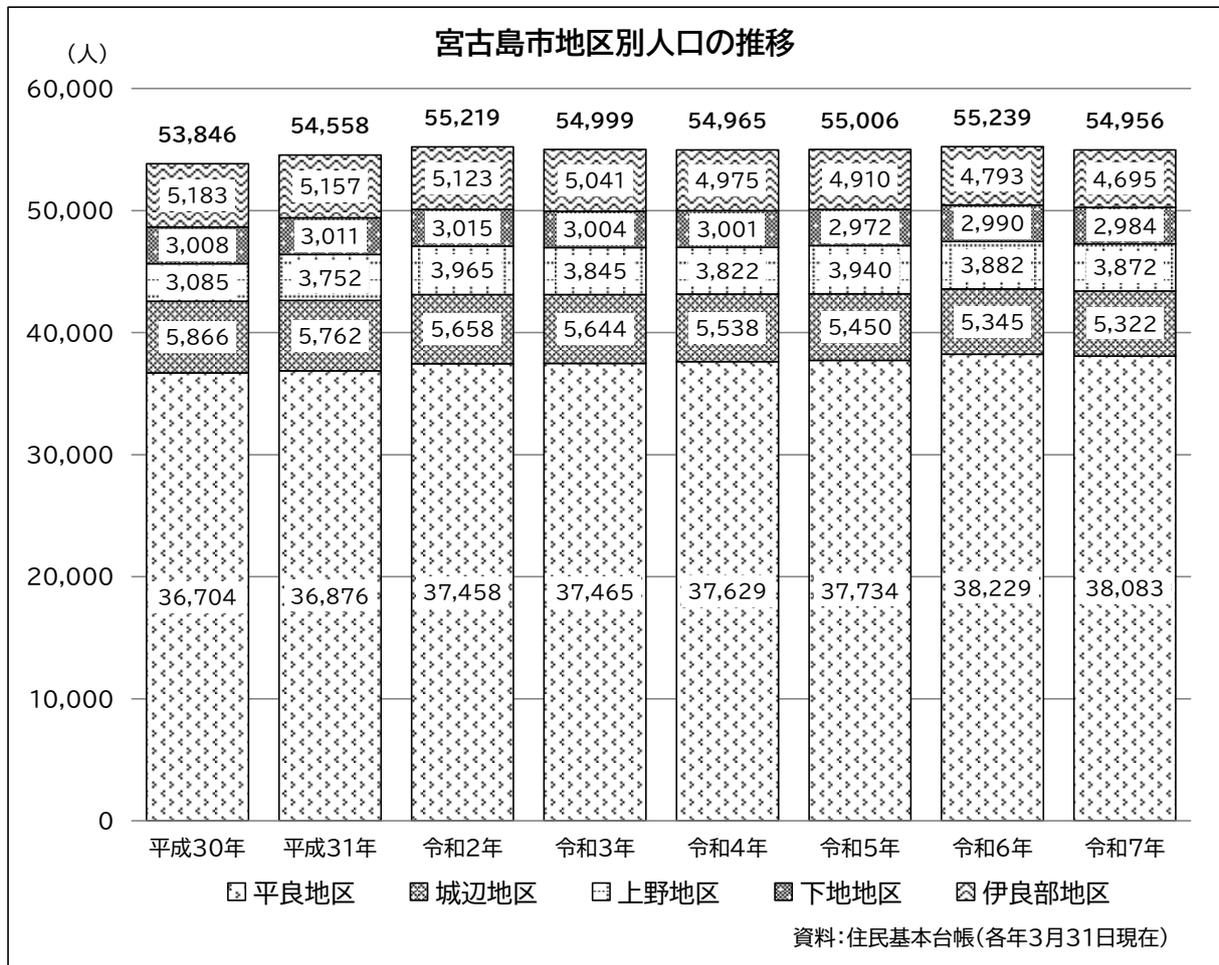
### 1. 基礎データの状況

<人口等の推移>

#### ① 人口の推移

本市の総人口の推移については、平成30～令和2年にかけて増加傾向にありましたが、令和3年以降は増減を繰り返しており、直近の令和6年から7年にかけては、微減となっています。

令和7年の人口を地区別にみると、「平良」が38,083人で最も多く、次いで「城辺」の5,322人、「伊良部」の4,695人、「上野」の3,872人、「下地」の2,984人となっています。どの地区においても、令和6年から7年にかけて人口は減少しています。



## ② 世帯数の推移

世帯数の推移については、平成29年以降、一貫した増加傾向にあり、令和7年は 30,471 世帯となっています。

一方、1世帯当たり人員は減少傾向で推移し、2人台を切って 1.8 人となっています。

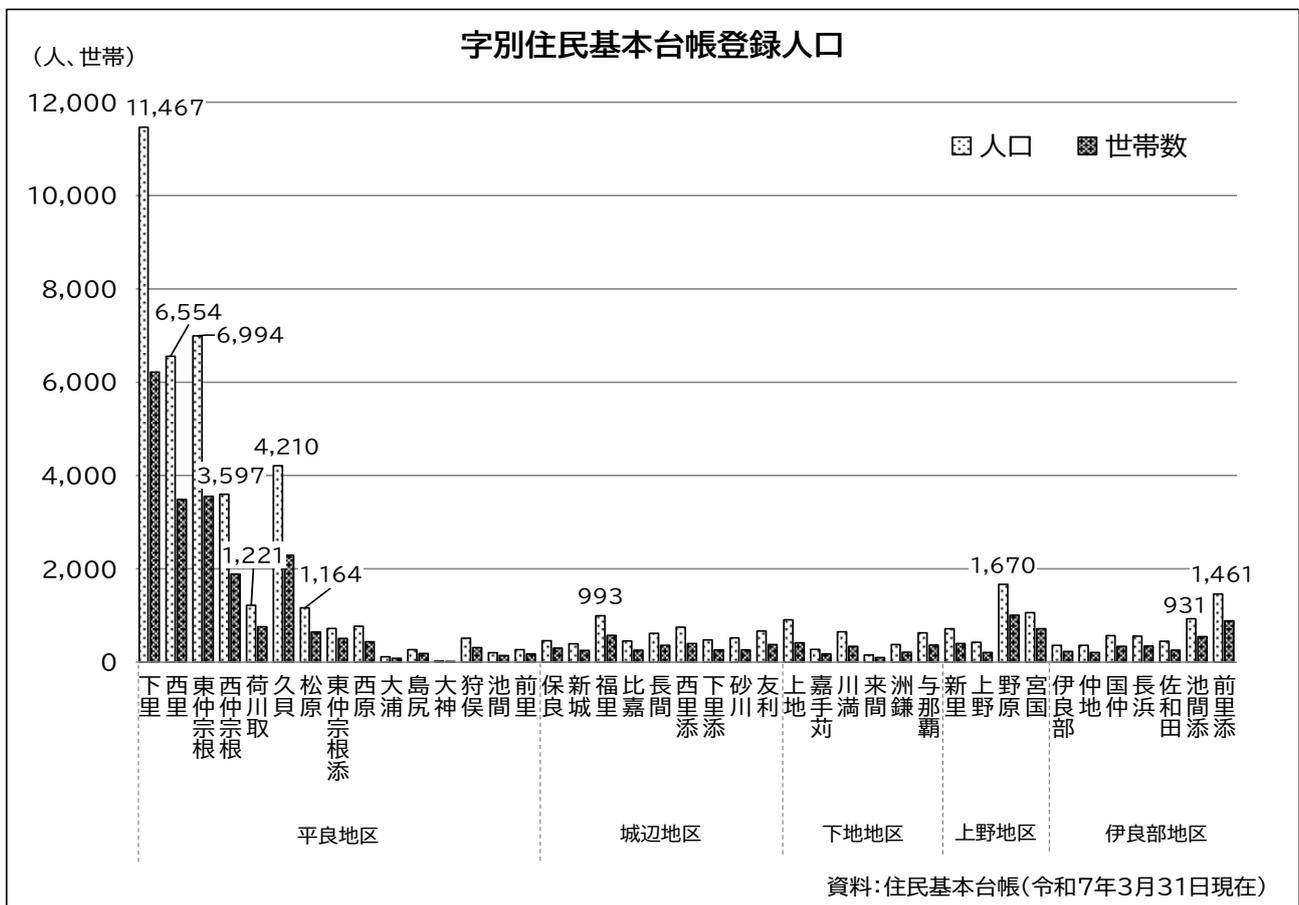
住民基本台帳登録世帯数の推移

	世帯数	世帯増加数	世帯増加率	1世帯当たり人員
平成29年	25,781	400	101.6%	2.1
平成30年	26,211	430	101.7%	2.1
令和元年	27,148	937	103.6%	2.0
令和2年	27,853	705	102.6%	2.0
令和3年	28,168	315	101.1%	2.0
令和4年	28,536	368	101.3%	1.9
令和5年	29,350	814	102.9%	1.9
令和6年	30,048	698	102.4%	1.8
令和7年	30,471	423	101.4%	1.8

資料：住民基本台帳(各年3月31日現在)

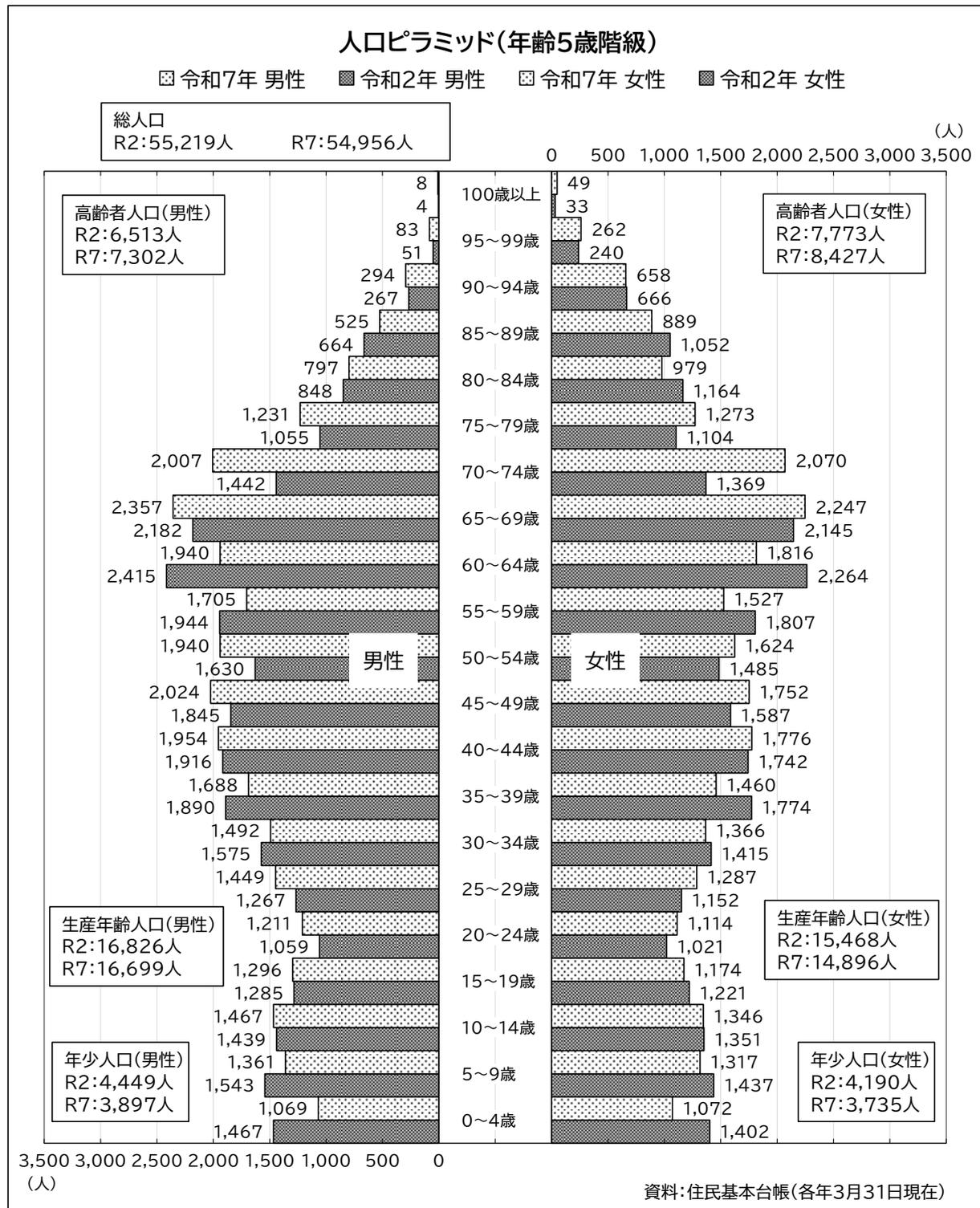
## ③ 字別の人口・世帯の状況

字別の人口及び世帯数の状況を見ると、平良地区の市街地及びその周辺に人口が集中しており、字下里で 11,467 人を超え、字西里及び字東仲宗根でそれぞれ 6,500 人超の人口となっています。41字のうち 1,000 人以上の字は9か所となっており、5年前に比べ 2 字減っています(1,000 人未満の字が増加)。



#### ④ 人口構造

住民基本台帳から、令和2年と令和7年の人口を比較すると、男女とも高齢者人口が増加している一方で年少人口は減少しています。特に、0～9歳までの就学前から小学生の人口が減少しています。なお、人口ピラミッドの形は少子高齢化を表す典型的な「つぼ型」の形となっています。



令和7年の年齢3階層別人口をみると、市全体では年少人口(15歳未満)が7,632人(13.9%)、生産年齢人口(15～64歳)が31,595人(57.5%)、高齢者人口(65歳以上)が15,729人(28.6%)となっています。

地区別にみると、平良のみが年少人口の割合が15.0%で市全体に比べて高く、高齢者人口の割合は、平良と上野がともに24.6%で市全体に比べて低くなっています。一方、城辺(41.9%)、下地(35.3%)、伊良部(45.4%)では高齢者人口が30%以上と高齢者人口の割合が高くなっています。

地区別人口の推移

単位:人

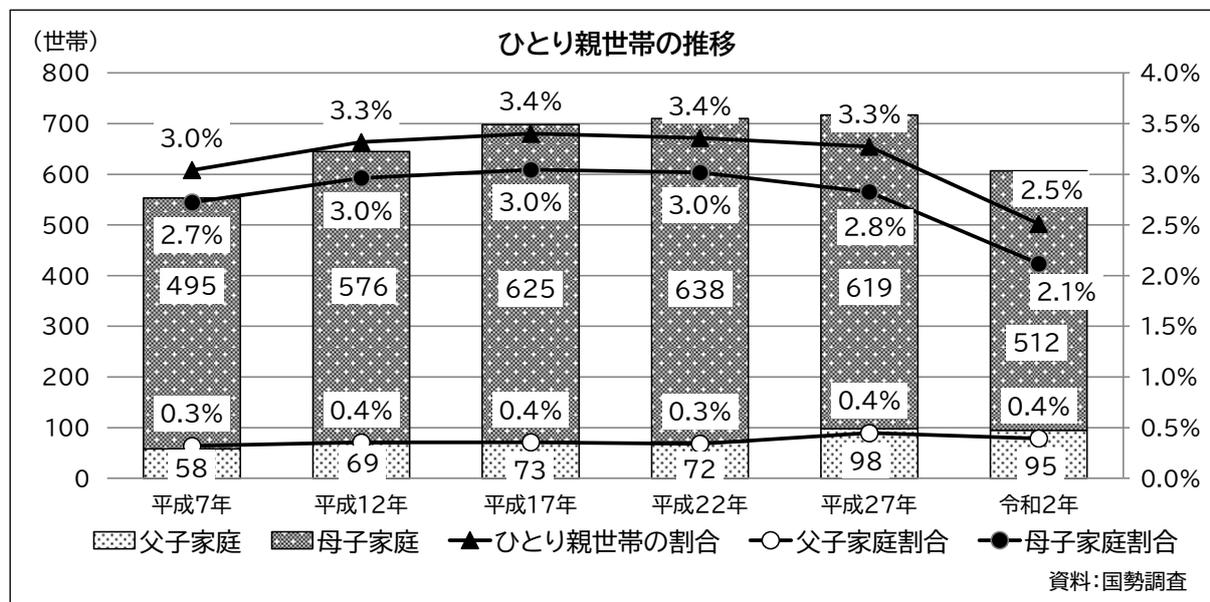
		平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
平良地区	年少人口	6,474	6,390	6,402	6,268	6,167	6,009	5,886	5,699
	生産年齢人口	22,437	22,442	22,812	22,666	22,665	22,772	23,149	23,020
	高齢者人口	7,793	8,044	8,244	8,531	8,797	8,953	9,194	9,364
	合計	36,704	36,876	37,458	37,465	37,629	37,734	38,229	38,083
城辺地区	年少人口	631	615	606	606	591	573	548	560
	生産年齢人口	3,029	2,935	2,853	2,819	2,709	2,645	2,568	2,532
	高齢者人口	2,206	2,212	2,199	2,219	2,238	2,232	2,229	2,230
	合計	5,866	5,762	5,658	5,644	5,538	5,450	5,345	5,322
上野地区	年少人口	457	592	663	661	655	620	559	533
	生産年齢人口	1,829	2,319	2,446	2,296	2,259	2,402	2,386	2,388
	高齢者人口	799	841	856	888	908	918	937	951
	合計	3,085	3,752	3,965	3,845	3,822	3,940	3,882	3,872
下地地区	年少人口	434	448	437	447	449	427	425	413
	生産年齢人口	1,646	1,614	1,621	1,583	1,525	1,503	1,514	1,519
	高齢者人口	928	949	957	974	1,027	1,042	1,051	1,052
	合計	3,008	3,011	3,015	3,004	3,001	2,972	2,990	2,984
伊良部地区	年少人口	522	523	531	506	482	471	447	427
	生産年齢人口	2,696	2,652	2,562	2,459	2,406	2,318	2,206	2,136
	高齢者人口	1,965	1,982	2,030	2,076	2,087	2,121	2,140	2,132
	合計	5,183	5,157	5,123	5,041	4,975	4,910	4,793	4,695
宮古島市	年少人口	8,518	8,568	8,639	8,488	8,344	8,100	7,865	7,632
	生産年齢人口	31,637	31,962	32,294	31,823	31,564	31,640	31,823	31,595
	高齢者人口	13,691	14,028	14,286	14,688	15,057	15,266	15,551	15,729
	合計	53,846	54,558	55,219	54,999	54,965	55,006	55,239	54,956

資料:住民基本台帳(各年3月31日現在)

### <ひとり親世帯の状況>

令和2年の国勢調査における本市のひとり親世帯の状況は、母子世帯512世帯、父子世帯95世帯となっています。平成7年から平成27年までは「ひとり親世帯」は増加傾向で推移していましたが、令和2年には一転して減少しており、「母子世帯」の減少がその要因となっています。

また、ひとり親世帯の割合は2.5%、そのうち父子家庭割合が0.4%、母子家庭割合が2.1%となっています。



### <出生数の推移>

出生数については、平成29年の500人台から、令和5年以降は300人台にまで減少しています。

県内各市の出生数

	沖縄県	宮古島市	那覇市	沖縄市	浦添市	うるま市	宜野湾市	豊見城市	糸満市	名護市	石垣市	南城市
平成29年	16,217	528	3,084	1,641	1,289	1,348	1,241	836	757	667	572	470
平成30年	15,732	520	2,916	1,624	1,245	1,325	1,157	857	733	736	538	470
令和元年	14,902	519	2,818	1,426	1,171	1,264	1,136	761	711	676	542	406
令和2年	14,943	524	2,737	1,501	1,240	1,339	1,183	767	685	668	480	447
令和3年	14,535	472	2,570	1,478	1,222	1,276	1,157	795	685	675	494	423
令和4年	13,594	475	2,401	1,444	1,149	1,166	1,029	715	621	621	490	399
令和5年	12,549	382	2,202	1,306	994	1,115	969	663	569	586	415	409
令和6年	11,753	378	2,048	1,242	1,024	1,037	893	622	524	499	382	413

資料: 沖縄県人口動態統計の概況

### <保育所の状況>

平成30～令和6年度までの保育所の入所児童数の推移をみると、平成30年度から 2,000 人台で推移していましたが、令和6年度からは 2,000 人台を割り込んでいます。

保育所の入所児童数の推移

単位:人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入所児童数	2,239	2,191	2,210	2,086	2,047	2,004	1,991
定員に対する入所率	97.1%	91.4%	89.2%	84.0%	81.1%	78.7%	79.7%

資料:こども未来課

### <幼稚園等の状況>

幼稚園等における児童数の推移をみると、平成30年度の538人から減少傾向となっており、令和6年度は293人となっています。

幼稚園等における就園児童の推移

単位:人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
平一幼稚園	52	46	54	50	42	36	26
北幼稚園	27	30	34	43	38	28	16
南幼稚園	62	57	55	44	40	37	18
東幼稚園	60	42	57	50	40	52	30
久松幼稚園	44	53	37	44	19	19	13
鏡原幼稚園	47	36	49	40	23	19	21
西辺幼稚園	12	16	10	14	休園	8	7
池間幼稚園	休園	6	5	休園	休園	休園	休園
狩俣幼稚園	6	休園	休園	10	7	6	休園
福嶺幼稚園	休園	休園	休園	休園	休園	休園	閉園
城辺幼稚園	休園	9	11	9	7	休園	閉園
西城幼稚園	6	6	8	8	8	8	9
砂川幼稚園	10	10	9	4	7	いけむらこども園へ	
佐良浜幼稚園	17	20	23	21	15	休園	休園
伊良部幼稚園	14	伊良部保育所と統合、伊良部こども園へ					
伊良部こども園	—	1	1	4	1	2	4
下地こども園	12	13	10	5	9	3	2
上野こども園	9	25	19	15	14	9	2
はなぞのこどもえん	54	63	57	54	43	36	31
みつば幼稚園	106	105	108	107	104	99	91
クララこども園	—				13	19	14
いけむらこども園	—					4	0
心愛こども園	—						9
ひよどり認定こども園	元ひよどり保育園 → R7年度からひよどり認定こども園						
合計	538	538	547	522	430	385	293

資料:こども未来課

### <公立小学校の児童数の状況>

公立小学校の児童数の推移をみると、平成30年度以降は増減を繰り返しているものの 3,500～3,400 人台で推移していましたが、令和6年度は 3,394 人となっています。

公立小学校の児童数の推移

単位:人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
西辺小学校	92	89	96	91	88	83	73
狩俣小学校	31	25	22	18	21	21	23
池間小学校	16	11	12	13	11	11	10
平良第一小学校	561	567	569	550	592	587	578
北小学校	290	289	290	287	301	302	317
南小学校	501	531	521	508	500	500	505
東小学校	486	476	446	454	458	472	480
久松小学校	347	330	370	359	369	339	334
鏡原小学校	249	256	252	243	251	246	241
西城小学校	88	85	85	87	85	82	76
城辺小学校	88	83	73	72	71	66	53
福嶺小学校	23	19	18	10	9	10	10
砂川小学校	51	55	54	57	59	62	68
上野小学校	211	241	258	252	256	233	219
下地小学校	202	210	209	216	236	234	212
来間小学校	4	3	閉校				
佐良浜小学校	112	閉校(令和元年度より伊良部島小学校に統合)					
伊良部小学校	106						
伊良部島小学校	—	214	212	210	216	221	195
合計	3,458	3,484	3,487	3,427	3,523	3,469	3,394

資料:教育委員会

### <公立中学校の生徒数の状況>

公立中学校の生徒数の推移をみると、平成30年度から令和3年度までは増加傾向で推移していましたが、令和4年度からは減少傾向となっています。

公立中学校の生徒数の推移

単位:人

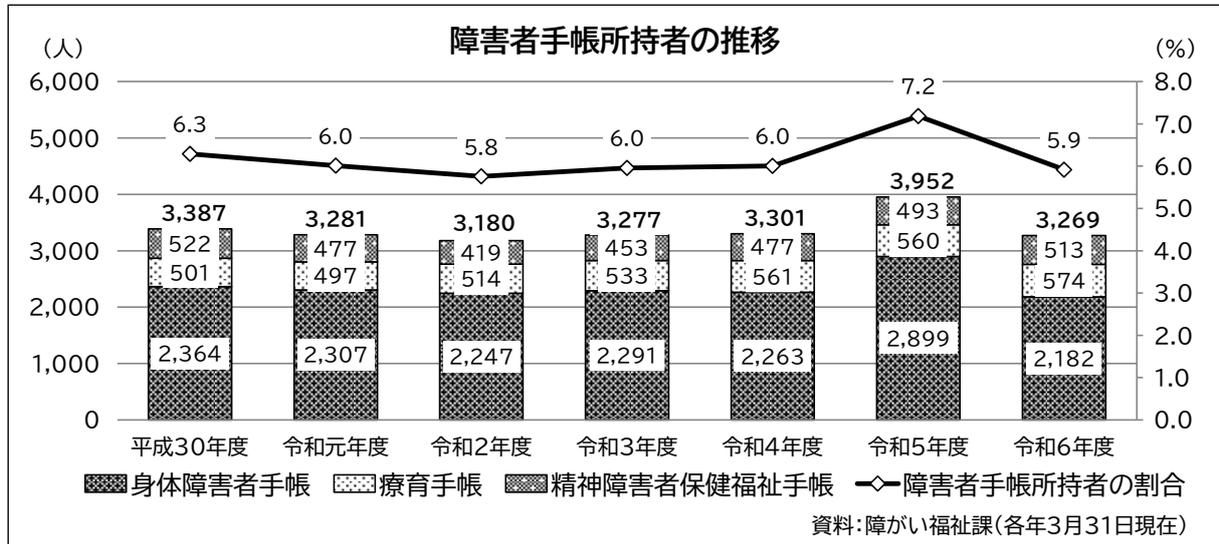
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
西辺中学校	26	34	40	41	41	39	50
狩俣中学校	20	16	13	15	15	18	12
池間中学校	10	13	11	12	8	7	3
平良中学校	539	511	492	509	517	512	479
北中学校	348	391	389	398	378	359	359
久松中学校	145	138	139	149	151	165	161
鏡原中学校	79	100	104	111	114	122	125
西城中学校	55	48	46	閉校(令和3年度より城東中学校に統合)			
城辺中学校	38	37	44				
砂川中学校	39	28	28				
福嶺中学校	休校	休校	休校				
城東中学校	—			119	134	116	122
上野中学校	88	93	103	115	110	114	101
下地中学校	97	95	95	87	84	84	110
佐良浜中学校	49	閉校(令和元年度より伊良部島中学校に統合)					
伊良部中学校	70						
伊良部島中学校	—	107	112	108	107	102	103
合計	1,603	1,611	1,616	1,664	1,659	1,638	1,625

資料:教育委員会

### <障害者手帳の所持状況>

令和6年度の障害者手帳所持者の状況をみると、「身体障害者手帳」が 2,182 人、「療育手帳」が 574 人、「精神障害者保健福祉手帳」が 513 人となっています。平成 30～令和4年度までは増減を繰り返しています。令和 5 年度は前年度に比べ 651 人と大幅に増加しましたが、令和 6 年度には、3,269 人と減少しています。

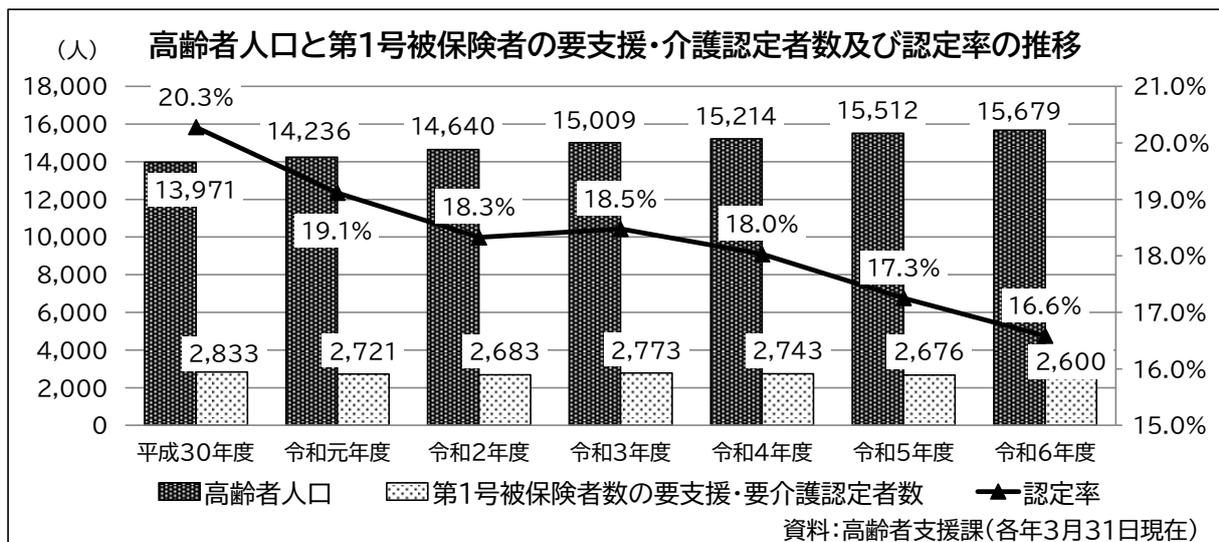
また、総人口に対する障害者手帳所持者の割合は、5.9%となっています。



### <高齢者の状況>

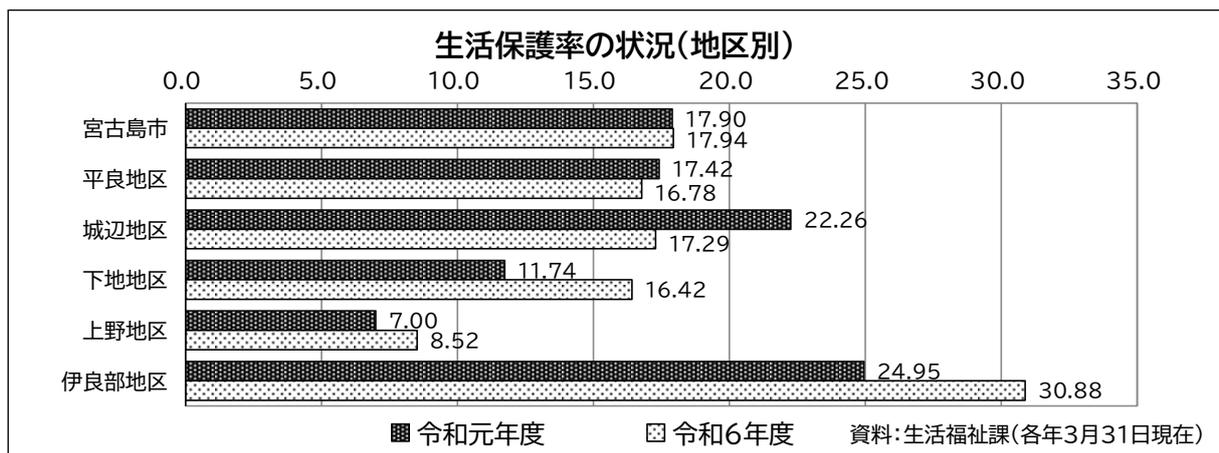
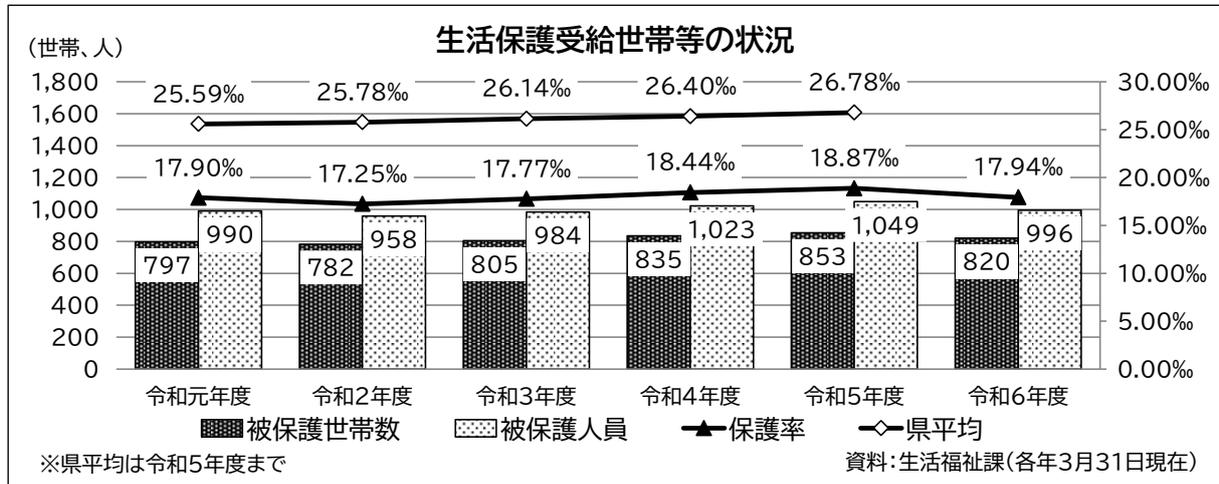
高齢者人口についてみると、平成30年度以降増加傾向で推移し、令和6年度は 15,679 人となっています。第1号被保険者の要介護・要支援認定者数については、概ね 2,700～2,800 人台で推移していましたが、令和6年度には 2,600 人となっています。

認定率については、平成30年度以降減少傾向で推移しており、令和6年度は16.6%となっています。



### <生活保護世帯の推移>

被保護世帯数についてみると、令和5年度までは増加傾向で推移し、令和6年度は820世帯で減少しています。保護率は、各年度県平均を下回っており、令和6年度は17.94%で、令和5年度に比べ0.93ポイント減少しています。また、地区別では伊良部地区が最も割合が高くなっています。



### <民生委員・児童委員委嘱状況>

民生委員・児童委員の委嘱状況は、「平良第二」が35人で最も多く、次いで「平良第一」の32人、「城辺」の24人、「伊良部」の21人、「下地・上野」の18人となっています。

地区別民生委員・児童委員委嘱状況

単位:人

地区	担当区域	委員の空白	民生委員・児童委員			主任児童委員			計		
			男	女	計	男	女	計	男	女	計
平良第一	32	8	4	18	22	2	0	2	6	18	24
平良第二	35	3	4	26	30	0	2	2	4	28	32
城辺	24	1	8	13	21	2	0	2	10	13	23
下地・上野	18	4	3	9	12	0	2	2	3	11	14
伊良部	21	2	3	14	17	0	2	2	3	16	19
計	130	18	22	80	102	4	6	10	26	86	112

資料:生活福祉課(令和7年4月1日現在)

## 2. 市民アンケート

### (1) 調査概要

#### ① 調査の目的と対象者

第4次宮古島市地域福祉推進計画の策定に向けて、市民の皆様の保健福祉に対する意識と実情を把握し、基礎資料として活用することを目的に調査を実施しました。

対象者は、市内にお住まいの18歳以上の方から4,800人を無作為抽出。

#### ② 調査の期間

調査期間は令和7年8月～10月

#### ③ 調査票の回収方法

郵送による配布・回収を基本としながら、調査票にURL及びQRコードを記載し、WEBでも回答できる方法で調査を実施しました。

#### ④ 調査票の回収状況

	配布数	回収数	有効回答数	実質回収率
調査票回収状況	4,800 件	1,245 件	1,230 件 (うちWEB回答 314 件)	25.6%

#### ⑤ 報告書への記載方法

集計では、小数点第2位を四捨五入しているため、割合を合計しても100.0%にならない場合があります。

回答者を限定した質問に対しては、限定回答者数を母数として集計を行っています。

## (2) 調査結果の概要

### ①あなたのことについて

お住まいの地域は、「平良地区」が前回調査に比べ約2倍の72.4%で最も多く、平良地区以外の地区が少なくなっています。

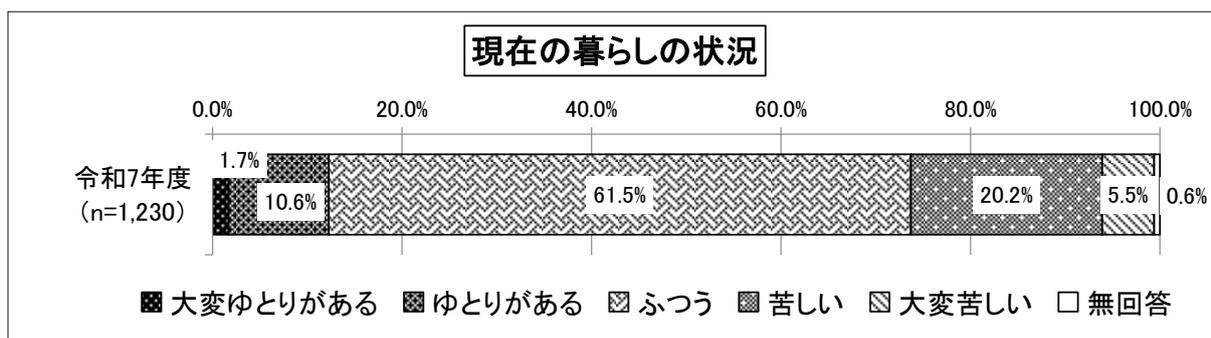
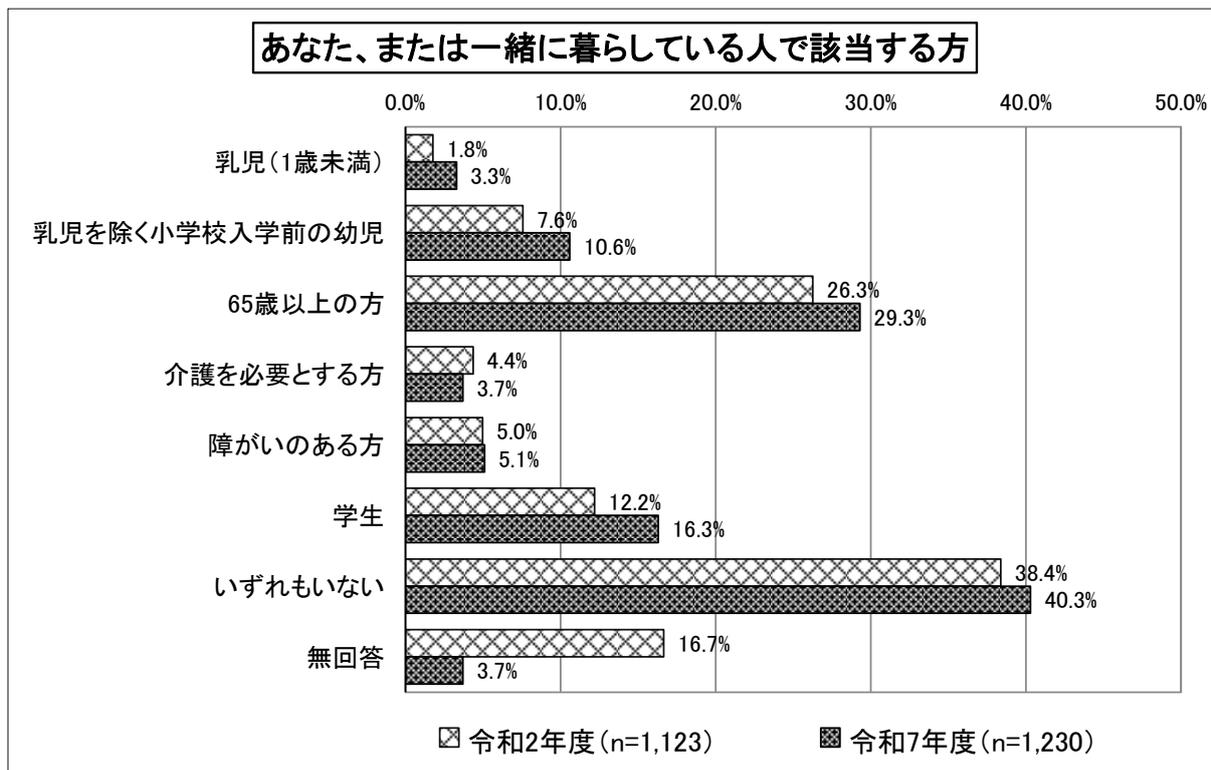
性別は、「女性」が53.6%、「男性」が44.7%、「回答しない」が1.3%となっています。

年齢は、「60代」が24.7%、「40代」及び「50代」が同率の18.5%で、40～60代で6割を占めています。

世帯のうち、約3割に「65歳以上の方」がいる状況です。

現在の暮らしの状況は、「ふつう」が6割、「苦しい（「苦しい」+「大変苦しい」）が約3割、ゆとりがある（「ゆとりがある」+「大変ゆとりがある」）が1割となっています。

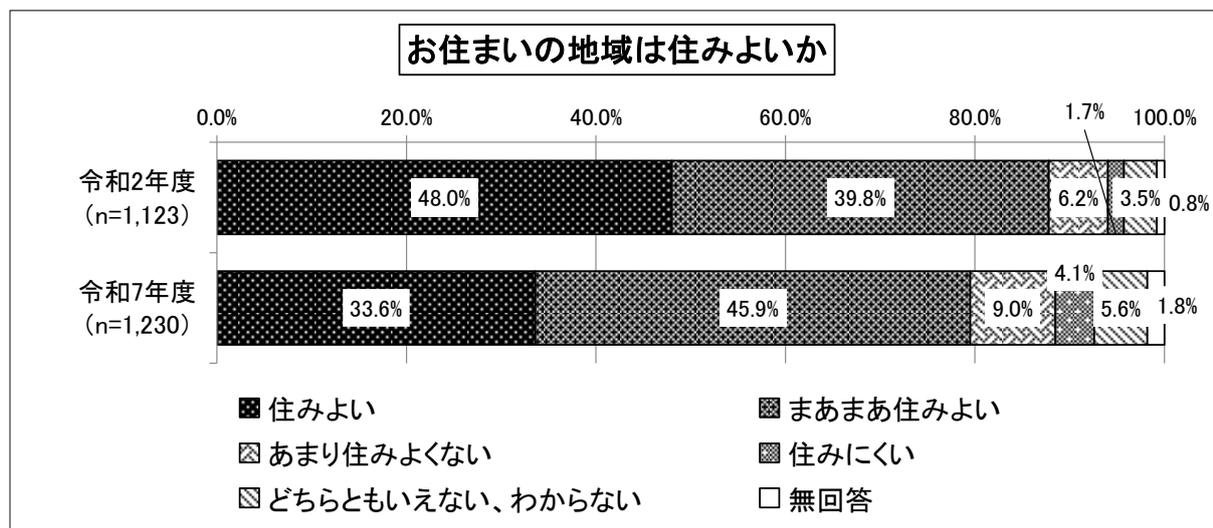
現在の幸福度（とても不幸：0点～とても幸せ：10点）は、「0～3点」が約1割、「4～6点」が3割、「7～10点」が約6割となっており、点数別では「5点」及び「8点」が同率の18.1%で最も多くなっています。



## ②あなたと地域生活について

お住まいの地域の住みよさは、「まあまあ住みよい」(45.9%)及び「住みよい」(33.6%)で約8割を占めているものの、前回調査に比べ「住みよい」が14.4ポイント減少しています。

「あまり住みよくない」及び「住みにくい」と回答した約1割の方のうち、何が変われば住みよと感じるかは、「買い物が便利になる」及び「その他(家賃や物価が高い等)」が約4割、「治安が良くなる」が3割となっています。



住まいに関する困りごとは、「引っ越ししたくても空き物件がない」及び「家賃が高いため生活が苦しい」が約4割で他の項目に比べ15ポイント以上高くなっています。

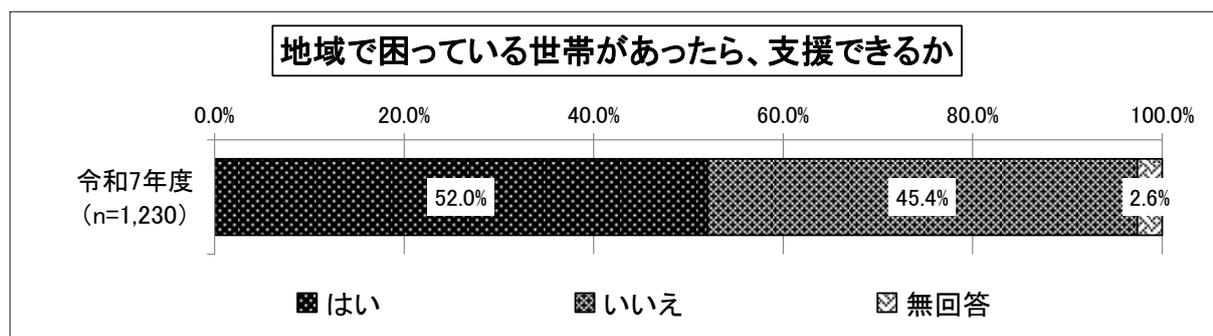
日常生活の中で悩みや不安を感じている方が約6割おり、そのうちの約4割は悩みや不安を相談しないと回答しています。

近所の方々とのおつきあいは、「ある」が約6割となっています。

どのような地域活動をしたことがあるかは、前回調査と同様に「地域活動にはほとんど参加していない」が約5割で第1位となっているものの、「PTA活動」及び「文化・スポーツに関する活動」の回答割合が約1割から約2割に増加しています。

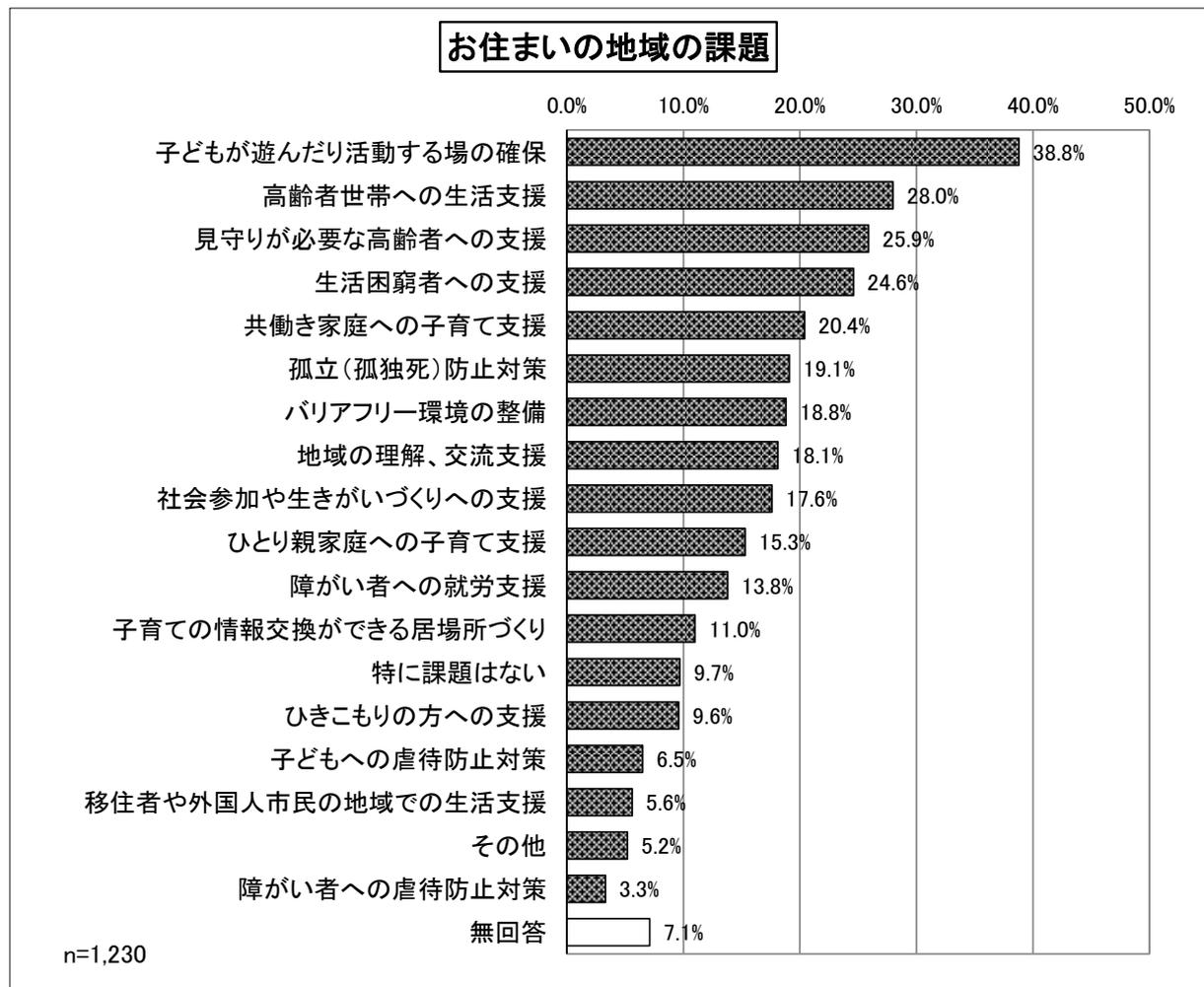
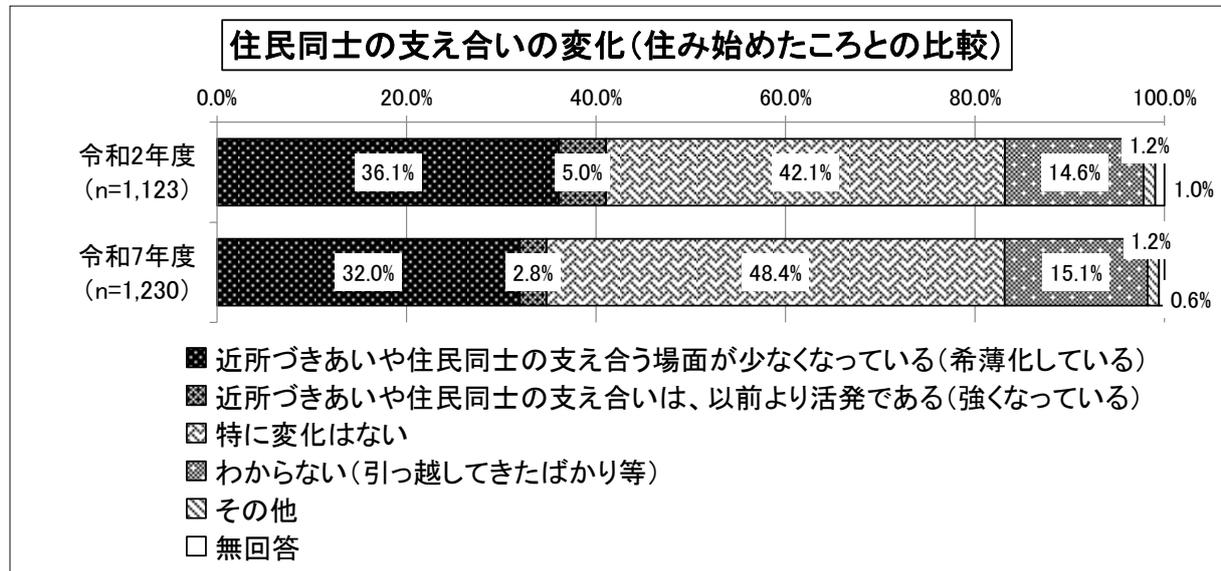
今後、どのような活動に参加してみたいかは、「特になし」が約5割で突出しており、「健康に関すること」及び「地域に関すること」が約3割となっています。

高齢や事故などで日常生活が不自由になったとき、地域で支援してほしいかは、約8割の方が「はい」と回答しており、地域で高齢者や障がい者、子育てなどに困っている世帯があったら支援できるかは、5割の方が「はい」と回答しています。



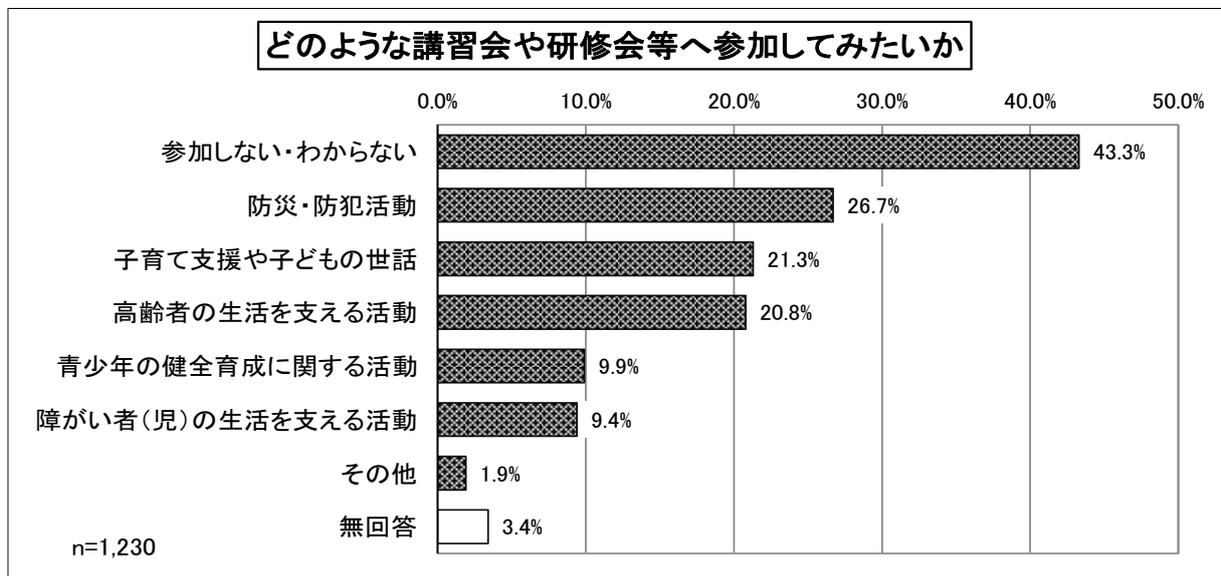
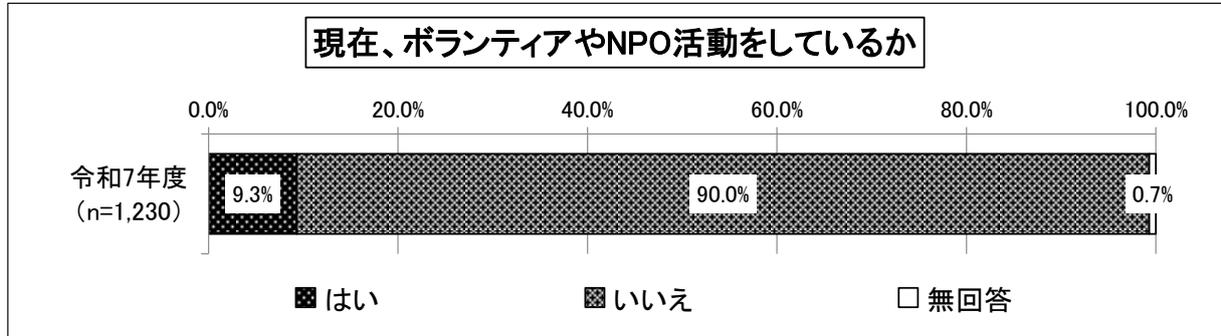
住み始めたころと比較して、地域での住民同士の支え合いがどう変化しているかは、「特に変化はない」が約5割、「近所づきあいや住民同士の支え合う場面が少なくなっている(希薄化している)」が3割となっています。

お住まいの地域の課題は、「子どもが遊んだり活動する場の確保」が約4割、「高齢者世帯への生活支援」及び「見守りが必要な高齢者への支援」が約3割となっています。



### ③福祉意識について

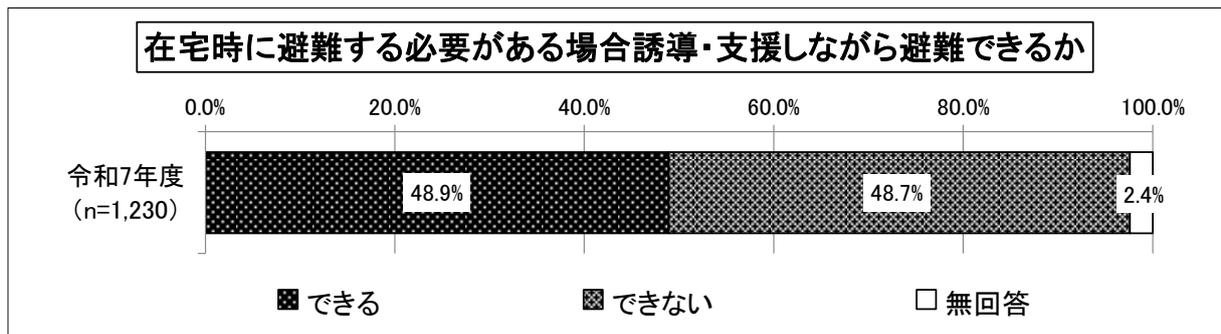
現在、ボランティアやNPO活動をしている方は約1割となっており、地域で福祉に関するどのような講習会や研修会等へ参加してみたいかは、「参加しない・わからない」が4割、「防災・防犯活動」が約3割、「子育て支援や子どもの世話」が2割となっています。



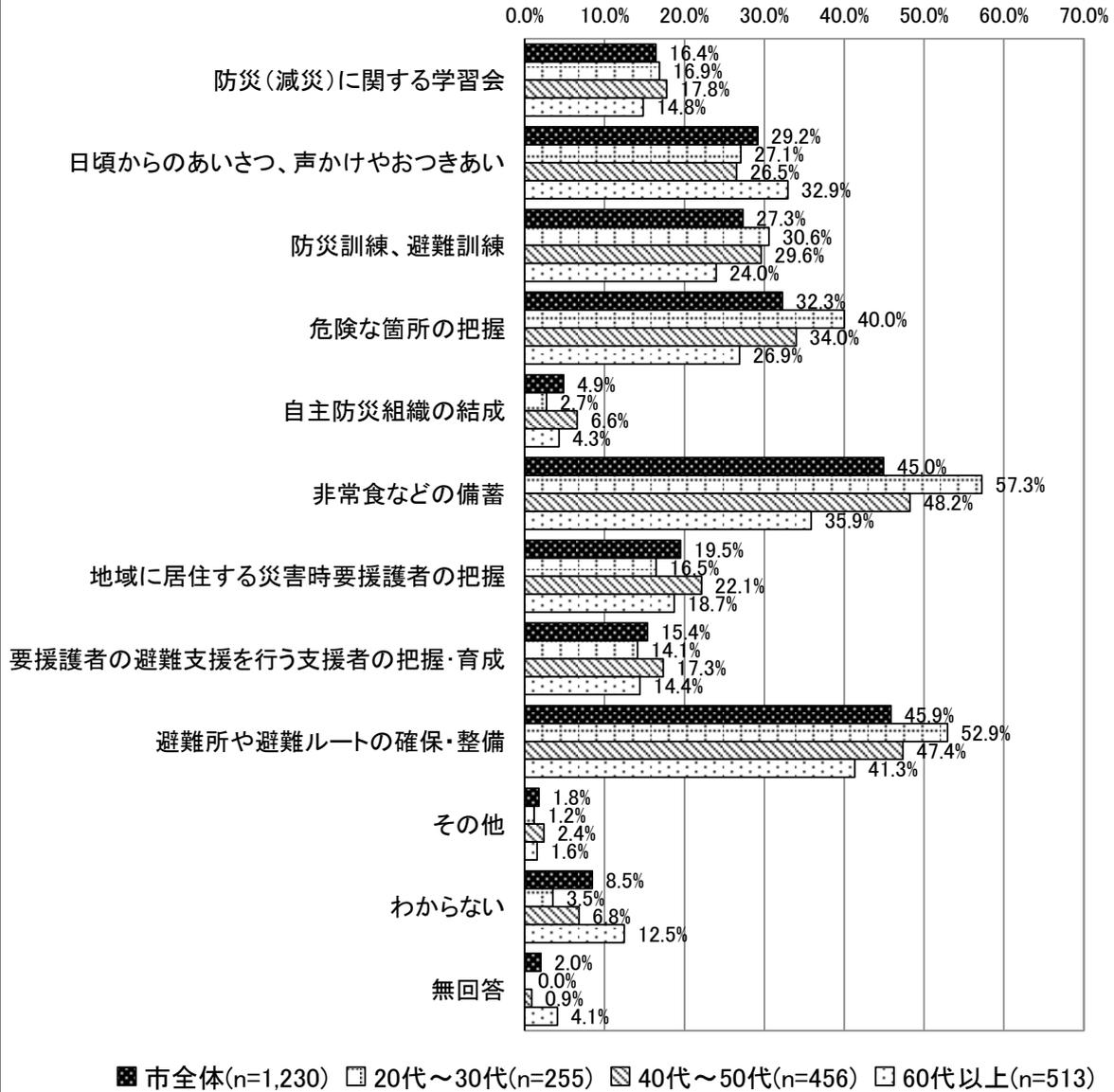
### ④安心・安全な暮らしについて

災害時の避難場所は「知っている」が約7割、災害時に頼れる人がいるかは「いる」が約7割、在宅時に避難する必要がある場合、近所の高齢者や障がいのある方などを誘導・支援しながら避難できるかは「できる」が約5割となっています。

災害に備えるために、地域で早急に必要だと思うことは、「避難所や避難ルートの確保・整備」及び「非常食などの備蓄」が約5割、「危険な箇所の把握」が3割となっています。



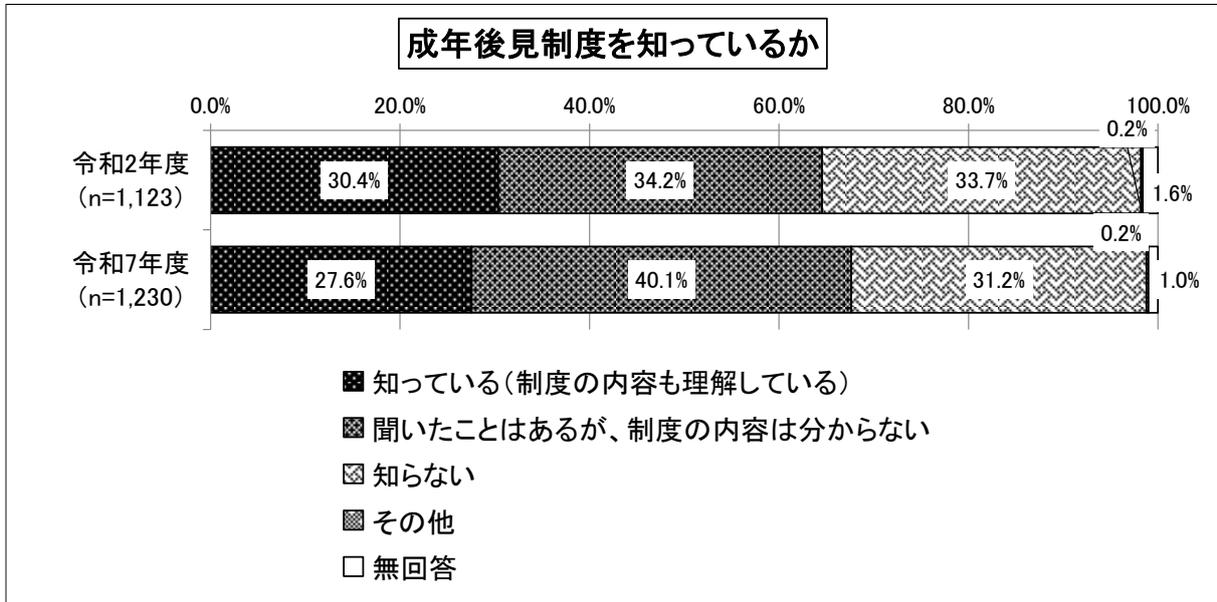
## 災害に備えるために、地域で早急に必要だと思うこと



### ⑤福祉等に関する情報の入手方法や制度の認知度、行政に期待することについて

市の福祉・保健に関する情報をどのようにして入手したいかは、「市の広報誌」が約7割で突出しており、「新聞」が約4割、「テレビ・ラジオ」が3割となっています。

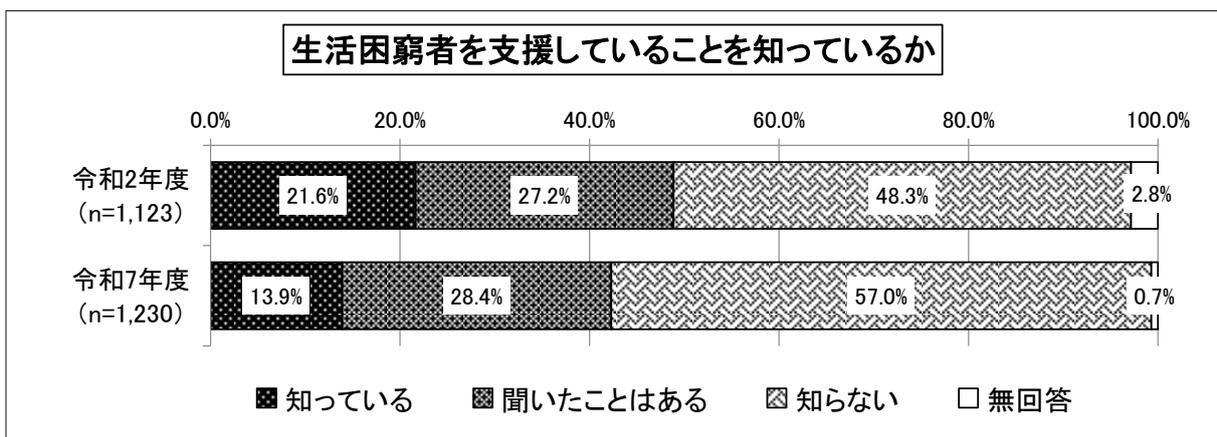
成年後見制度の認知度は「聞いたことはあるが、制度の内容は分からない」が4割で最も多く、前回調査に比べ5.9ポイント高くなっています。



宮古福祉事務所及び宮古島市役所において、経済的な問題で生活に困っている方に相談や自立までの支援を行っていることは1割が「知っている」と回答しています。

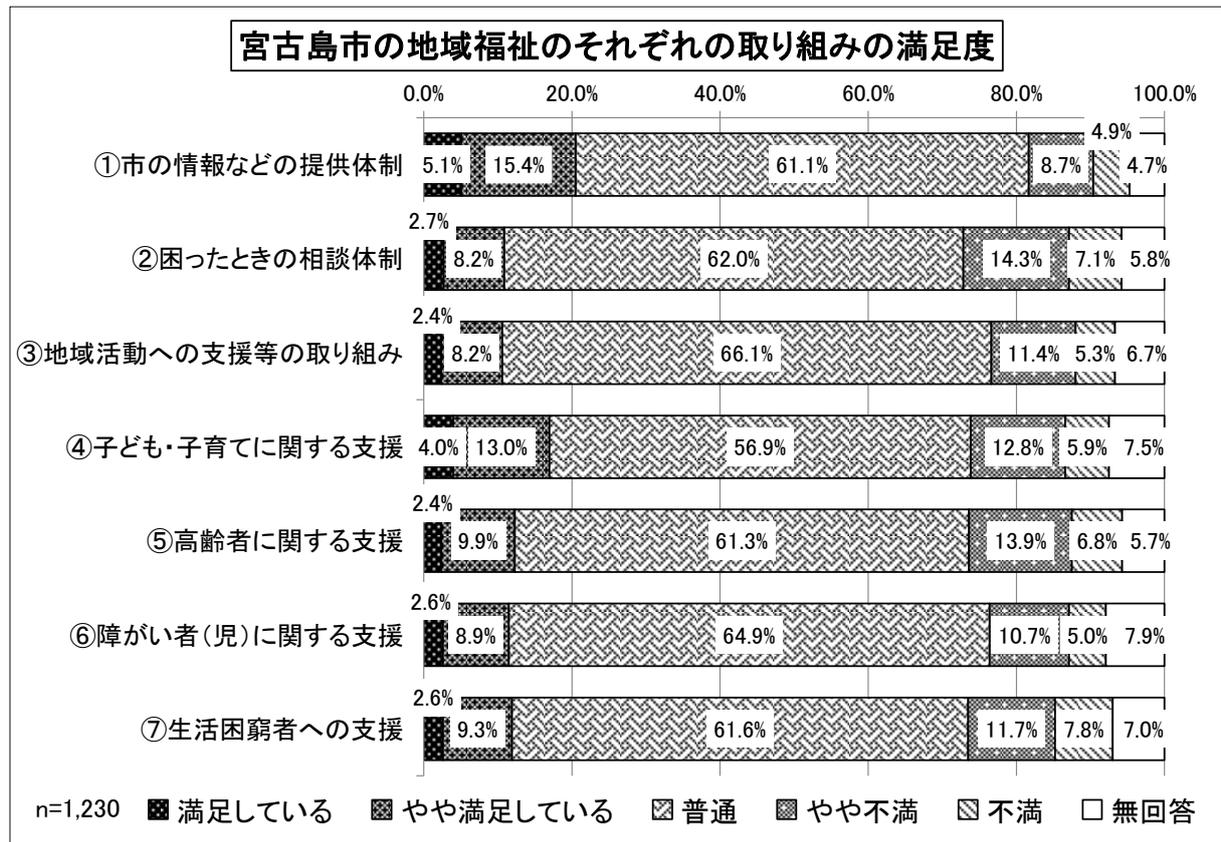
自殺や自殺未遂者に関する相談窓口で知っているものは「沖縄いのちの電話」が5割、「いずれも知らない」が3割、「市町村」が2割となっています。

「ゲートキーパー」という言葉の認知度は約2割が「はい」と回答しています。



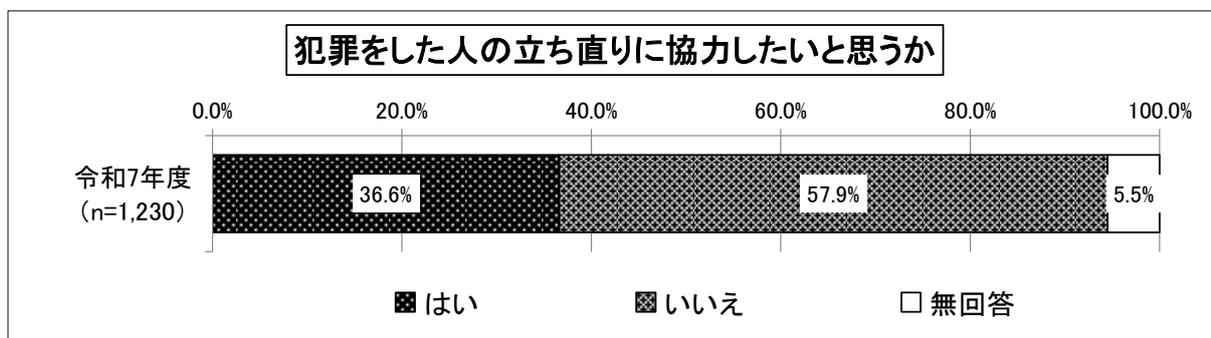
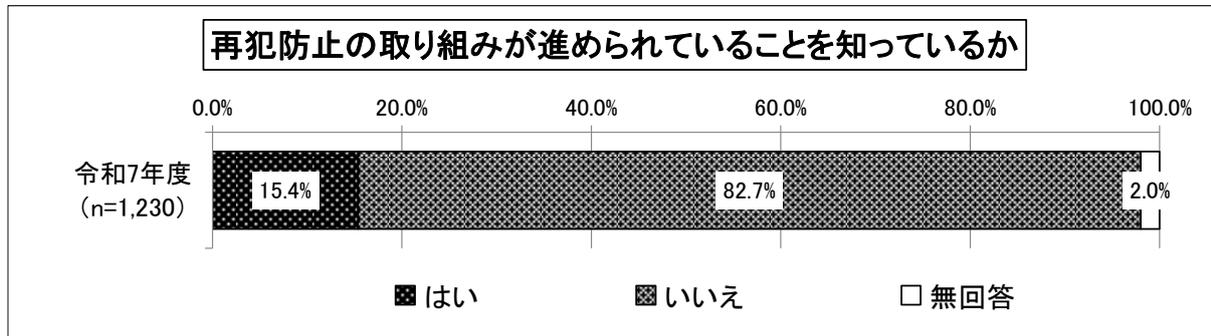
市の情報提供体制や相談体制、地域活動・子ども・高齢者・障がい者・生活困窮者に関する支援の地域福祉の取り組みの満足度は、7つの全ての項目で「普通」が約6割となっており、満足している(「満足している」+「やや満足している」)は「市の情報などの提供体制」が2割、不満(「やや不満」+「不満」)は「困ったときの相談体制」が2割で高くなっています。

今後、地域福祉を推進するために、宮古島市が優先的に取り組むべきだと思う施策は「住民が気軽に立ち寄り、利用できる地域の福祉活動の拠点づくり」が約5割、「身近なところでの相談窓口の充実」及び「高齢者、障がい者、児童の福祉施設・設備の充実」が約4割となっています。



## ⑥再犯防止の取り組みについて

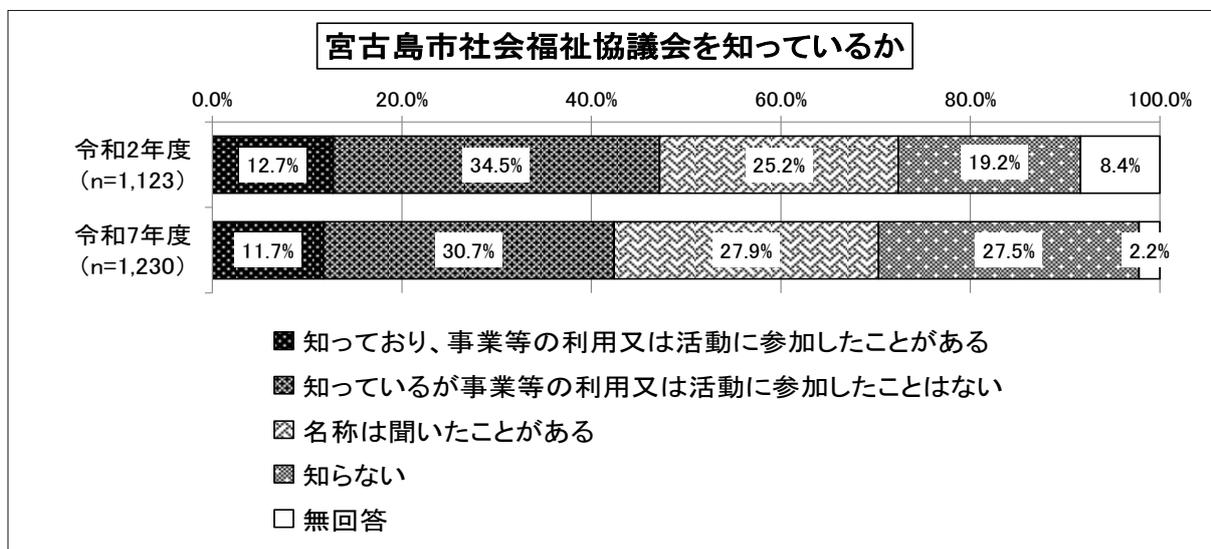
再犯防止の取り組みが進められていることの認知度は「はい」が約2割、犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思うかは「いいえ」が約6割となっています。



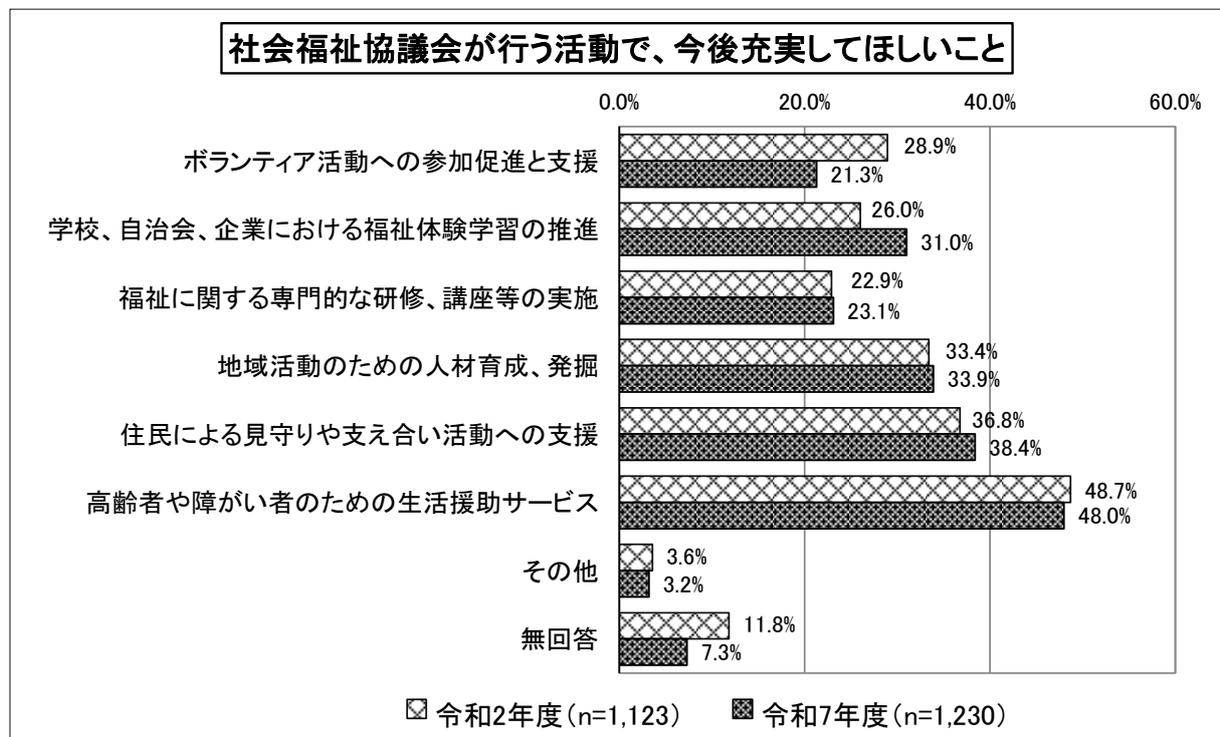
## ⑦社会福祉協議会及び民生委員・児童委員について

宮古島市社会福祉協議会の認知度は、「知っているが事業等の利用又は活動に参加したことはない」及び「名称は聞いたことがある」、「知らない」がいずれも約3割で、「知っており、事業等の利用又は活動に参加したことがある」が1割となっています。

宮古島市社会福祉協議会が行っている事業や活動のうち、認知度が高いのは「社協だより、社協ホームページ」及び「赤い羽根共同募金運動・歳末たすけあい運動」が約6割、「生活困窮者支援等のための事業（フードバンク、市民講習会、世代間交流等）」が4割となっています。



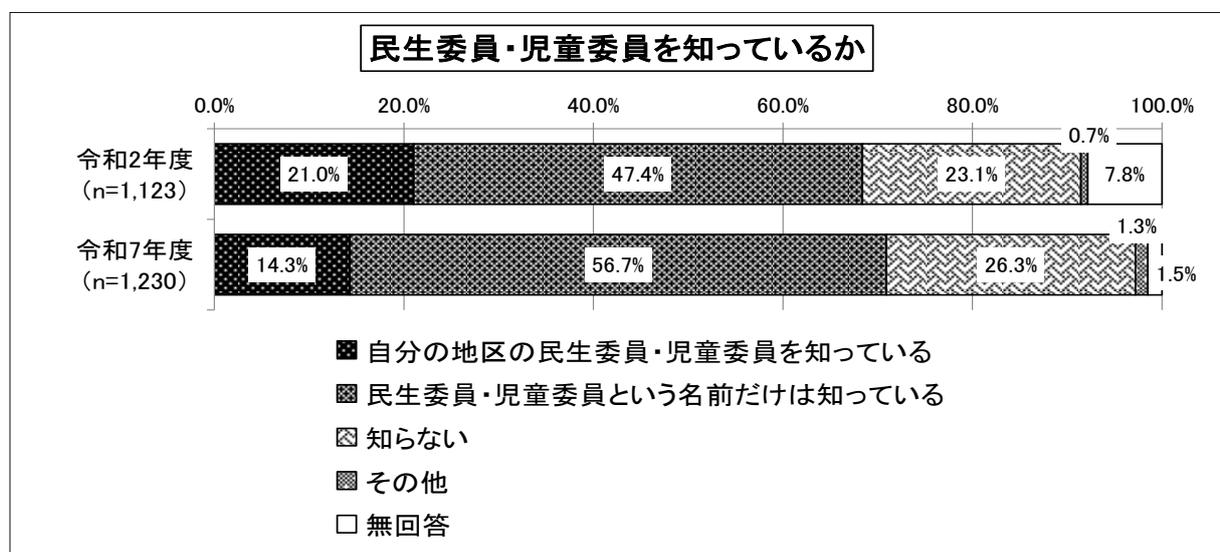
宮古島市社会福祉協議会が行う活動で、今後充実してほしいと思うものは「高齢者や障がい者のための生活援助サービス」が約5割、「住民による見守りや支え合い活動への支援」が約4割、「地域活動のための人材育成、発掘」が3割となっています。



社会福祉協議会で配置している「コミュニティソーシャルワーカー」の認知度は、「名前も聞いたことがない」が約5割、「聞いたことはあるが、どんな仕事をしているかはよく知らない」が約4割、「どういう仕事をしているか、だいたいわかる」が1割となっています。

「コミュニティソーシャルワーカー」に困りごとを相談したいかは、「困りごとがあれば相談すると思う」が約7割、「困りごとがあっても相談しない」が2割となっています。

民生委員・児童委員の認知度は、「民生委員・児童委員という名前だけは知っている」が約6割、「知らない」が約3割、「自分の地区の民生委員・児童委員を知っている」が1割となっています。



### 3. 団体等ヒアリングの概要

以下の関係団体等簡易アンケートを実施し、団体の活動状況や課題などについて意見聴取を行いました。

#### ■意見聴取した団体

- ① 宮古島市老人クラブ連合会
- ② 民生委員・児童委員協議会
- ③ 宮古島市身体障害者協会
- ④ 自治会

#### ■各団体の意見概要

##### (1)各団体の共通している課題

- 会員数の減少及び高齢化
- 役員などのなり手不足
- 新規会員及び若い会員が入ってこない

##### (2)各団体の主な活動状況及び課題について

団体名	意見概要(活動状況・課題)
① 宮古島市老人クラブ連合会	<活動状況> ・単位クラブは、71、会員数 3,133 人 ・ゲートボールやグランドゴルフをはじめ、健康体操への参加、友愛見守り活動、研修会等への参加。  <課題> ・会員数の減少と高齢化 ・単位クラブの会長(役員)のなり手がいない。
② 民生委員・児童委員協議会	<活動状況> ・地域行事などへの参加。 ・地域の家庭への訪問。 ・困りごとを抱えている人などがいる場合は、行政や社会福祉協議会、学校、地域、その他関係機関など、何かあれば連携は取れている。

	<p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員・児童委員のなり手不足。</li> <li>・新興住宅地や団地などの共同住宅への訪問が難しくなっている。</li> <li>・移住者の方とのコミュニケーションが取りづらい場面がある。</li> <li>・高齢者の一人暮らしの方や母子家庭の増加</li> </ul>
--	--

(各団体の活動状況及び課題のつづき)

団体名	意見概要(活動状況・課題)
③ 宮古島市身体障害者協会	<p>&lt;活動状況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会員数は、平良支部 60 人、下地上野支部 12 人、城辺支部 7 人、伊良部支部 12 人の計 91 人。</li> </ul> <p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会員の高齢化及び減少</li> <li>・新規会員が入らないため、支部ごとの活動も難しくなっている。</li> </ul>
④ 自治会	<p>&lt;活動状況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会として活動している地区と自治会ではなく内会として活動している地区に分かれている。</li> <li>・自治会として活動している地区の主な活動は、清掃活動をはじめ、地域のまつりや敬老会、新年会などの年間行事を中心に、伝統芸能の継承なども行われている。</li> </ul> <p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内会として活動している地区については、集会所がないため高齢者の居場所づくりや多世代交流の場が作りづらいこと。</li> <li>・若者の地域活動の参加が少ない(子ども会や青年会も減っているなど)。</li> <li>・住民の高齢化の進展(一部は単身世帯やひきこもり傾向にある人もいる)。</li> </ul>

## 4. 前計画の進捗・評価

### (1) 行政(市役所)

行政の第3次宮古島市地域福祉推進計画の進捗評価については、計画全体で142施策が位置づけられており、そのうち120施策(84.5%)がA評価(計画通り)、4施策(2.8%)がB評価(概ね計画通り)、15施策(10.6%)がC評価(遅れている)、3事業(2.1%)がD評価(未着手)となります。

#### 【評価基準】

A:計画通り B:概ね計画通り C:遅れている D:未着手

	A	B	C	D	合計
基本目標1. 一人ひとりが福祉の担い手となるひとづくり	27 93.1%	0 0.0%	1 3.4%	1 3.4%	29 100.0%
1. 福祉意識の啓発と機会の充実	12 92.3%	0 0.0%	0 0.0%	1 7.7%	13 100.0%
2. 担い手となる人材の育成・確保	15 93.8%	0 0.0%	1 6.3%	0 0.0%	16 100.0%
基本目標2: 地域共生社会の実現に向けた仕組みづくり	53 74.6%	3 4.2%	14 19.7%	1 1.4%	71 100.0%
1. 地域で支え合う仕組みづくり	20 71.4%	1 3.6%	7 25.0%	0 0.0%	28 100.0%
2. 地域活動の活性化支援	18 85.7%	2 9.5%	1 4.8%	0 0.0%	21 100.0%
3. サービス利用支援と質の向上	15 68.2%	0 0.0%	6 27.3%	1 4.5%	22 100.0%
基本目標3: 誰もが安心して暮らしていけるまちづくり	40 95.2%	1 2.4%	0 0.0%	1 2.4%	42 100.0%
1. 子どもや高齢者、障がい者などの権利を守る仕組みづくり	16 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	16 100.0%
2. 困難を抱えた市民への支援	24 92.3%	1 3.8%	0 0.0%	1 3.8%	26 100.0%
合計	120 84.5%	4 2.8%	15 10.6%	3 2.1%	142 100.0%

## (2)宮古島市社会福祉協議会

宮古島市社会福祉協議会の第3次宮古島市地域福祉推進計画の進捗評価については、計画全体で59施策が位置づけられており、そのうち57施策(96.6%)がA評価(計画通り)、1施策(1.7%)がB評価(概ね計画通り)、1施策(1.7%)がD評価(未着手)となっており、C評価(遅れている)の施策はありません。

### 【評価基準】

A:計画通り B:概ね計画通り C:遅れている D:未着手

	A	B	C	D	合計
基本目標1.一人ひとりが福祉の担い手となるひとづくり	13 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	13 100.0%
1.福祉意識の啓発と機会の充実	8 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	8 100.0%
2.担い手となる人材の育成・確保	5 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	5 100.0%
基本目標2:地域共生社会の実現に向けた仕組みづくり	32 94.1%	1 2.9%	0 0.0%	1 2.9%	34 100.0%
1.地域で支え合う仕組みづくり	13 86.7%	1 6.7%	0 0.0%	1 6.7%	15 100.0%
2.地域活動の活性化支援	8 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	8 100.0%
3.サービス利用支援と質の向上	11 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	11 100.0%
基本目標3:誰もが安心して暮らしていけるまちづくり	12 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	12 100.0%
1.子どもや高齢者、障がい者などの権利を守る仕組みづくり	3 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 100.0%
2.困難を抱えた市民への支援	9 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	9 100.0%
合計	57 96.6%	1 1.7%	0 0.0%	1 1.7%	59 100.0%

### (3)C評価及びD評価の施策について

基本目標別のC評価(遅れている)及びD評価(未着手)の施策は、以下のとおりです。

#### ◆宮古島市役所

基本目標	C評価及びD評価の施策
1. 一人ひとりが福祉の担い手となるひとづくり	<p>1-(1)②上記の多様な情報媒体や民生委員、老人クラブ等の地域活動団体を通じて、各地域で頑張っている活動の紹介については、広報誌等への掲載ができていないため、未着手のD評価としています。(生活福祉課)</p> <p>2-(1)②保健福祉ボランティア各団体の活動の様子を市民に広く周知し、活動に対する理解を深めてもらうとともに、新たな担い手の掘り起こしについては、広報誌やホームページ等での周知が十分でなく、取り組みがおかれているためC評価としています。(生活福祉課)</p>
2. 地域共生社会の実現に向けた仕組みづくり	<p>1-(2)③限りある資源の中、市民の複合的な福祉ニーズに対応する多様なサービスが提供できるよう、提供事業者等の育成、確保については、介護事業所向けの各種研修案内を通知し、受講を促しているものの、取り組みが十分でないため、C評価としています。 (高齢者支援課)</p> <p>1-(2)④新たなサービスや支援の創出につなげるため、異業種間の連携が円滑にとれるよう既存組織を活用した仕組みの充実については、関連課や関係団体とケース応じた連携はしているものの、仕組みの充実には至っていないことから、C評価としています。 (家庭保健課、高齢者支援課)</p> <p>1-(3)①「宮古島市災害時避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、自治会単位や班単位等、住民の生活圏域内を基本とした支援体制づくりについては、避難行動要支援者に対する支援者が少ないため、取り組みが遅れていることからC評価としています。 (生活福祉課)</p> <p>1-(3)②緊急時の避難支援や安否確認に備えるため、地域における日常的な声掛けや見守り活動等の強化については、避難行動要支援者に対する支援者が少ないことや民生委員・児童委員等との連携が十分でないことからC評価としています。(生活福祉課)</p> <p>1-(3)③社会福祉施設等に協力を呼びかけ、福祉避難所の確保については、現時点で11箇所設置しているものの、指定した事業所での対応がで</p>

	<p>きないなどの事情により、設置箇所数が減ったため、C評価としています。 (生活福祉課)</p> <p>1-(3)④避難行動要支援者の個別計画の策定については、現在 10 人は作成済みであるものの、支援者とのマッチングが難しく思うような取り組みが進んでいないため、C評価としています。 (生活福祉課)</p> <p>2-(3)②高齢者等を対象とした「地域包括ケアシステム」や「地域自立支援協議会」(障がい者(児)を対象)、「要保護児童対策地域協議会」(児童を対象)などの様々な目的をもった連携体を有機的に活用した支援については、各個別ケースに応じて関係課や団体と協力して取り組んでいるものの、支援体制としての整備ができていないため、C評価としています。(生活福祉課)</p> <p>3-(1)②地域で活動する市民を通じて各種の情報提供がなされるよう、自治会長、民生委員・児童委員、母子保健推進員等に対し、保健福祉サービスに関する研修会等を進めることについては、民生委員・児童委員の定例会に参加し、福祉情報の共有はおこなっているものの、研修会等の実施はできていないため、C評価としています。 (生活福祉課)</p> <p>3-(2)③地域の身近な相談相手である民生委員・児童委員や母子保健推進員、介護相談員など人材の確保については、包括支援センターにおいて総合相談等に従事する職員の確保に努めているものの、市民のニーズに合わせた対応が必要であることから、C評価としています。(高齢者支援課)</p> <p>3-(3)②地域の既存の取り組みでは対応しきれない多様なニーズに応えるため、社会福祉協議会をはじめ、関係機関や団体・事業所などと連携協力し、新たな支援サービスの創設の検討については、関係課や関係機関との連携した取り組みは進めているものの、新たなサービスの創設には至っていないことから、C 評価、D 評価となっています。(C評価:子育て支援課、D評価:生活福祉課)</p> <p>3-(3)③関係機関等と連携・協働し、分野を超えた包括的な相談支援体制(ネットワーク型)の構築については、個別の相談ではケースに応じて各課</p>
--	---

	<p>や関係機関と連携しているものの、支援体制の整備には至っていないことから、C評価としています。(生活福祉課)</p> <p>3-(3)④対象にとられない包括支援体制(相談・参加支援・地域づくり)の構築に向けた取り組みについては、重層的支援体制整備のあり方について、検討委員会を開催し検討を予定していたが、実施できていないため、C評価としています。</p> <p style="text-align: right;">(生活福祉課、高齢者支援課)</p>
3. 誰もが安心して暮らしていけるまちづくり	<p>2-(1)④国や沖縄県の「再犯防止推進計画」との整合性を保つとともに、宮古保護区保護司会、更生保護女性会、雇用主会等との連携を図り、罪を犯した人に対する様々な支援の実施については、再犯防止推進計画の策定に向けて情報収集を行い、まだ検討段階となっていることから、D評価としています。(生活福祉課)</p>

◆宮古島市社会福祉協議会

基本目標	C評価及びD評価の施策
2. 地域共生社会の実現に向けた仕組みづくり	<p>1-(3)①行政と連携し要支援者リスト作成については、リストの作成ができていないため、D評価としています。</p>

#### (4)基本目標ごとの目標指標

基本目標ごとの目標指標の達成状況は、すべての指標が未達成となっており、特に住んでいる地域を「住みよい」と考えている市民の割合は前回調査から14.4ポイントの大幅な減少で未達成となっています。

基本目標	目標指標の内容	根拠資料	現状	目標	実績	達成/未達成
			令和2年(2020年)	令和7年(2025年)	令和7年(2025年)	
基本目標1	・地域活動にほとんど参加していない市民の減少	市民意識調査	51.9%	45.0%	49.8%	未達成
	・近所づきあいや住民同士の支え合いは、以前より活発であると感じている市民の増加		5.0%	8.0%	2.8%	未達成
基本目標2	・ボランティアやNPO活動をしている市民の増加		12.0%	15.0%	9.3%	未達成
	・CSWの活動内容を知っている市民の増加		13.4%	18.0%	12.2%	未達成
基本目標3	・住んでいる地域を「住みよい」と考えている市民の増加		48.0%	53.0%	33.6%	未達成
	・成年後見制度を知っている割合の増加		30.4%	35.0%	27.6%	未達成

#### (5)基本目標ごとの取り組み指標

基本目標ごとの取り組み指標をみると、ボランティア登録数及び小地域ネットワークの立ち上げは目標を達成しており、成年後見制度利用促進基本計画の策定は未達成となっています。

なお、ボランティア登録数については、各小中学校のボランティア団体の活動が活発になったため、大幅に人数が伸びています。

基本目標	指標項目	現状(基準値)	目標令和7年度	進捗状況(R6.3末)	達成/未達成
基本目標1	ボランティア登録数	106名	130名	1,001名	達成
基本目標2	小地域ネットワークの立ち上げ	21箇所	26箇所	36箇所	達成
基本目標3	成年後見制度利用促進基本計画の策定	—	策定	—	未達成

## 5. 計画策定に向けた課題

市民アンケート調査結果をはじめ、関係団体からの意見聴取、施策の進捗状況や国の動向などを踏まえ、計画課題を基本目標ごとに以下のように整理しました。

	計画課題
<b>基本目標1</b> 一人ひとりが福祉の担い手となるひとづくり	<p>(1)各種情報の発信及び周知の充実</p> <p>アンケート調査において、地域活動などに参加している方が少ないことや、地域活動を行っている各団体からの意見を踏まえ、各種地域で活動団体や関係機関の活動状況などについて、情報発信及び周知の充実化が求められています。</p> <p>(2)地域活動や地域をつなぐ担い手の発掘・確保</p> <p>関係団体からの意見聴取において、各種団体の共通の課題として「会員や担い手の不足」があがっていることから、各団体の情報提供の充実をはじめ、地域活動の担い手の発掘や若い世代も入りやすい環境づくりを行うなどの取り組みを推進することが求められています。</p> <p>また、地域課題の把握をはじめ、地域で困っている方と行政や関係機関とのつなぎ役を担っている人材の確保(民生委員・児童委員など)が必要となっています。</p>
<b>基本目標2</b> 地域共生社会の実現に向けた仕組みづくり	<p>(1)宮古島市に即した包括的な支援体制の検討</p> <p>本市においては、行政の各課をはじめ、社会福祉協議会や関係機関などの相談窓口があり、相談内容に応じて連携して対応している状況にあります。そのような中、国において高齢、障がい、子ども、生活困窮といった分野別の支援では対応しきれない課題に対し、分野を横断して一体的に取り組むことで、「誰一人取り残さない」セーフティネットを構築していく取り組みとして「重層的支援体制整備事業(社会福祉法 106 条の4)」が位置づけられていることから、宮古島市に即した包括的な支援体制づくりの検討が必要となっています。</p> <p>(2)行政をはじめ、関係機関や団体の連携体制の強化</p> <p>地域福祉活動を推進していく上で、福祉行政に関して地域や関係機関との懇談会の開催など話し合う場を確保するとともに、既存の情報共有や意見交換の場の充実化、有機的連携の強化が求められています。</p>
<b>基本目標3</b> 誰もが安心して暮らしていけるまちづくり	<p>(1)安心・安全の環境づくりの推進</p> <p>アンケート調査結果や関係団体からの意見より、災害時に頼れる人がいない割合も多いことから、防災意識の醸成や避難行動要支援者の支援体制の構築を図る取り組みの推進をはじめ、公共施設などのバリアフリー化の推進を図るなど、安全・安心の環境づくりが求められています。</p>

(計画課題 基本目標3のつづき)

	計画課題
基本目標3 誰もが安心して暮らしていけるまちづくり	(2)宮古島市再犯防止推進計画の一体的な策定 再犯防止推進法に基づき、国と地方公共団体、民間が連携して犯罪をした人々の社会復帰を支援することを目的として、市町村において「再犯防止推進計画」の策定が努力義務化されていることから、本市においても、市民の社会復帰を支援する環境づくりが必要となっています。



## 第3章 計画の基本的な考え方





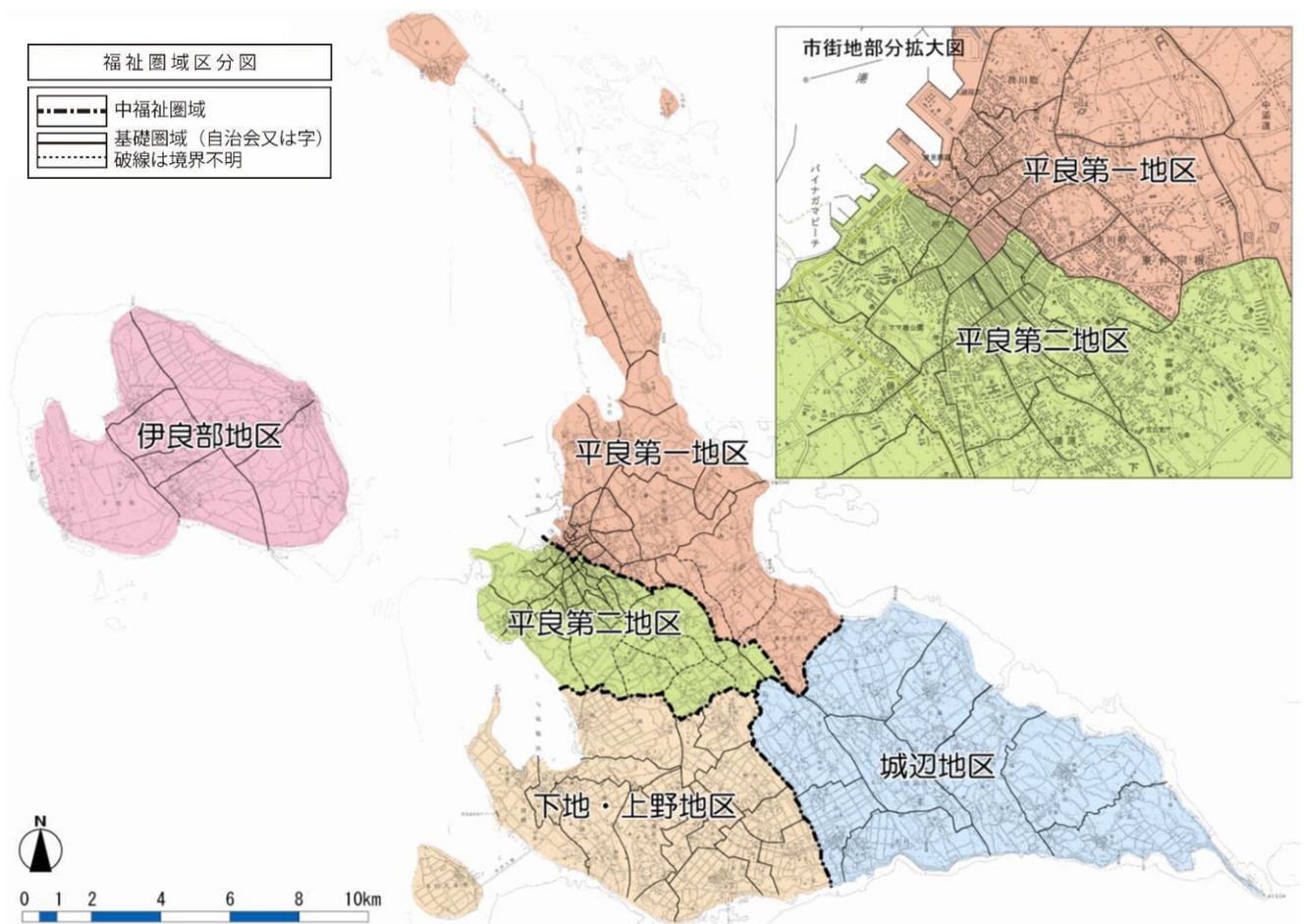
## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 計画の圏域

宮古島市における地域活動の単位は、集落地域では公民館を中心とした行政区が基本となっており、自治会が結成されていない地域においてもそれぞれの行政区に行政連絡員や民生委員・児童委員等が配置されています。

そのため、今後も地域の支え合いによる地域福祉の推進は、行政区を基本に進めていくものとし、本計画における『基礎圏域』は行政区(自治会区)とします。ただし、自治会のない市街地などの行政区においては、行政区の広さや人口規模に応じて支え合い活動がしやすい範囲へと複数にわたるなど柔軟に設定できるものとし、

また、基礎圏域内のみで対応が難しい課題などに対して、基礎圏域を越えて近隣地域の様々な活動や支援が結びついて取り組みが行われる範囲を『中福祉圏域(民児協区)』とします。





## 2. 計画の推進にあたって

### (1) 地域福祉を推進するための視点

さまざまな地域課題に対して、「自助」、「互助」・「共助」、「公助」の役割を持つ各主体が連携して地域課題へ対応することが重要となります。

本計画における「自助」「互助」「共助」「公助」の役割と主体は以下のように位置付けます。

#### 【自助】

自分自身や家族で生活課題などに取り組むことを、「自助」といいます。

#### 【互助】

近所の方や自治会、地域活動団体等が互いに助け合って取り組むことを「互助」といいます。

#### 【共助】

社会福祉協議会や NPO、関係機関が連携して取り組むことを「共助」といいます。

#### 【公助】

行政機関が公的サービスなどを提供して支援することを「公助」といいます。

### (2) 各主体の役割

#### ◆住民に期待する役割

住民一人ひとりが地域社会を構成する一員であることを認識し、地域課題について「我が事」として住民同士で協力して解決に向けて取り組んでいくことが求められます。

そのため、日ごろから隣近所と交流し、地域で困っている人がいたら、声かけや手助けを行うことなどできる範囲での活動からはじめ、地域行事やボランティアなどの福祉活動に積極的に参加することを期待します。

#### ◆自治会、地域活動団体等に期待する役割

自治会をはじめ、ボランティアや NPO など地域で活動する団体は、地域の支え合いの担い手として、地域福祉活動の実践や地域の生活課題の解決に向けた活動を展開しています。

地域の支え合いの担い手としての活動の充実を図るため、地域に関わりの少なかった住民などを巻き込むことをはじめ、関係団体や関係機関が連携して取り組みを推進することを期待します。

#### ◆社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法の第109条において、「地域福祉を推進することを目的とする団体」として位置付けられており、地域福祉推進の中核を担っています。

地域住民主体による様々な地域福祉活動を推進するとともに、地域福祉推進の中心的な役割を果たす団体として、地域住民をはじめ、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア福祉関係者、その他関係団体や機関と参加・協働し、ボランティアの育成をはじめ、地域における見守り支え合い活動など、さまざまな地域福祉推進の活動を実施しています。

本市の地域福祉推進の中核として、取り組みのさらなる充実を図るとともに、行政と連携・協働により地域福祉の推進に取り組みます。

#### ◆行政の役割

行政は、地域福祉活動を推進するため、地域住民や関係者等による支え合い、助け合いの主体的活動と連携しながら、地域福祉活動を推進する仕組みづくりや基盤を整備するとともに、多様化する福祉ニーズへ対応するため、さまざまな分野を横断的につなげる役割を担っています。

そのため、公的な福祉サービスの実施をはじめ、必要な人が必要なサービスを受けられる仕組みを構築し、地域住民、福祉関係事業所・団体、社会福祉協議会等の各種関係機関や団体との連携を図り、福祉活動の仕組みづくり・基盤整備に取り組み、本計画の基本理念・基本目標の実現を目指して施策を総合的に推進します。

### 3. 基本理念及び基本目標

#### (1)基本理念

かつて、宮古島は、限られた島社会の中で、集落共同体を中心に地域社会を運営し、ともに支え合いながら、暮らしを営んできました。近年、宮古島市においては、集落から市街地への人口移動、市外への人口流出、他府県から市内への人口流入等により地域社会を構成する市民の多様化が進んでいます。

そうした中で、集落地域では、高齢化が進み、人と人との支え合いの維持が課題となっており、市街地では、地域活動の停滞により人と人との結びつきを支援する取り組みが必要となっています。これまでの集落共同体を基本とし、それを補完する取り組みを進めていく一方で、市街地においては、新たな共同体(支え合い)の構築が求められています。

本計画の基本理念については、本市の最上位計画である「総合計画」の将来像を踏まえつつ、集落地域と市街地における課題に取り組むために、必要な絆やつながりを意識した基本理念を設定した経緯があります。

本市で地域福祉計画が策定されて 15年ほどたちますが、地域福祉活動を推進していくための考え方である基本理念は、普遍的なものであると考えます。

そこで、本計画(第4次計画)における基本理念についても、これまでの計画の方向性を継承するものとし、集落域では人と人の絆を保持し、市街地ではその絆を再生し、地域での新たな支え合いの仕組みをつくっていくことを目指していくものとして以下の理念を設定します。

人(びと)とう添(すう)い 結いぬ島(すま)みゃ〜く

〜 明るいあいさつから始まるご近所づきあい 〜

※「人(びと)とう添(すう)い」は宮古島の方言で、「みんなが寄り添って集う」の意味

## (2)基本目標

基本目標(計画の柱)についても、取り組みはじめた段階の施策もあるとともに、国の動向としても包括的な支援体制づくりのさらなる充実化がポイントとなっていることから、以下のとおり継承するものとします。

### 基本目標1： 一人ひとりが福祉の担い手となるひとづくり

子どもから大人まで、より多くの住民が地域や福祉に関心をもち互いに助け合う関係をつくることが大切です。また、地域の課題やニーズへ対応するためには、地域住民が主体的に課題解決に取り組む必要があることから、お互い様の気持ちを育むため、地域福祉に関する啓発活動や地域活動への参加のきっかけづくりとしての学習機会を提供し、地域福祉への意識の醸成を図ります。地域住民が気軽に地域活動や好きな活動等に参加できる環境づくりや地域福祉を担う人材の育成と確保に取り組みます。

さらに、地域福祉活動をコーディネートする人材を配置し、多様な担い手による支え合いのある仕組みづくり(ひとづくり)に取り組みます。

### 基本目標2： 地域共生社会の実現に向けた仕組みづくり

地域共生社会とは、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すことです。

身近な地域での見守り・支え合いの活動をとおして、気になる人を把握し、孤立させないように市民の主体的な活動や、関係団体などが相互に連携した支え合いの体制づくりに取り組みます。

また、多様な媒体を活用した情報の提供に努めるとともに、困った時にはいつでも、身近な地域において気軽に相談できる体制の充実を図るとともに、今後も増加が予想される複合的な課題へ対応していくために包括的な支援体制の構築に向けた取り組みを推進します。

### 基本目標3： 誰もが安心して暮らしていけるまちづくり

障がいがある方でも、生活困窮状態になった方でも、その他生活課題により生きづらさを抱えている方などの支援を必要とする市民の誰もが、安心して住み慣れた地域で、その人らしい自立した生活を送るための環境が整ったまちが、「誰もが安心して暮らしていけるまち」と考えます。

そのため、一人ひとりの権利が尊重され、支援が必要になった場合においても自立した生活を継続することができるよう、必要なサービスを適切に利用するための支援体制の充実を図ります。

## 4. 施策の体系

目標	施策の方向	施策
1 一人ひとりが福祉の担い手となるひとづくり	1. 福祉意識の啓発と機会の充実	(1)地域福祉に関する意識の醸成 (2)地域活動への参加のきっかけづくり
	2. 担い手となる人材の育成・確保	(1)地域福祉の担い手となる人材の掘り起こし・育成・確保 (2)コミュニティソーシャルワーカーの養成・確保
2 地域共生社会の実現に向けた仕組みづくり	1. 地域で支え合う仕組みづくり	(1)小地域ネットワークの拡充・強化 (2)民生委員・児童委員など関係機関等との連携強化 (3)災害時の避難支援体制の整備
	2. 地域活動の活性化支援	(1)自治会活動の活性化支援 (2)地域関係団体等の活動支援 (3)市街地などにおけるネットワークの構築
	3. サービス利用支援と質の向上	(1)情報提供体制の充実 (2)地域における相談体制の充実 (3)包括的な相談体制の充実
3 誰もが安心して暮らしていけるまちづくり	1. 子どもや高齢者、障がい者などの権利を守る仕組みづくり	(1)権利擁護の取り組みの充実 (2)虐待の未然防止への対応
	2. 困難を抱えた市民への支援	(1)孤立しない、させない環境づくり (2)子どもの貧困対策 (3)心の健康づくりの推進 (4)安心して生活するための支援 (5)再犯防止対策の推進(宮古島市再犯防止推進計画)
	3. 安全・安心の環境づくり	(1)バリアフリーのまちづくり (2)防犯・防災対策の推進

※「子ども・若者への支援施策」の詳細については、資料編で整理しています。

## 5. 目標指標の設定

本計画における目標指標は、何を何回行ったのかなどの活動量を目標値として示すもの(活動指標)ではなく、出来る限り、取り組みを実施したことによって生み出される成果を測ることができるもの(成果指標)とします。

また、「第4章 地域福祉の取り組み(各論)」については、基本目標ごとに主な取り組みの指標を位置づけました。

基本目標	目標指標の内容	根拠資料	現状	目標
			令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)
基本目標1	・地域活動にほとんど参加していない市民の割合	市民意識調査	49.8%	減少
	・近所づきあいや住民同士の支え合いは、以前より活発であると感じている市民の割合		2.8%	増加
基本目標2	・ボランティアやNPO活動をしている市民の割合		9.3%	増加
	・CSWの活動内容を知っている市民の割合		12.2%	増加
基本目標3	・住んでいる地域を「住みよい」と考えている市民の割合		33.6%	増加
	・成年後見制度を知っている割合		27.6%	増加

## 第4章 地域福祉の取り組み(各論)





## 第4章 地域福祉の取り組み(各論)

### 基本目標1:一人ひとりが福祉の担い手となるひとづくり

#### 【取り組み指標】

指標項目	現状 (基準値)	目標 令和12年度
ボランティア登録数	1,001名	1,200名

## 1. 福祉意識の啓発と機会の充実

### (1) 地域福祉に関する意識の醸成

#### <取り組みの基本方針>

市民一人ひとりが、身近な問題として地域の課題や困りごとに対し関心をもち、「我が事」として考え、行動する「お互いさま」の心を育むことが重要です。

そこで、市民が福祉を身近に感じるきっかけとなるよう、地域福祉に関する啓発活動や福祉教育などの充実に取り組みます。

#### 【市民一人ひとりに期待すること(自助)】

##### 期待する活動

- ① 市や社会福祉協議会等から提供された広報誌やホームページなどに目をおきましょう。
- ② 福祉教育等の学習の場に参加するようにしましょう。
- ③ 地域や福祉に関して学んだことを、できることからはじめてみましょう。

#### 【地域及び関係団体に期待すること(互助)】

##### 期待する活動

- ① 関係機関と協力して、福祉教育などの学習に参加し、福祉に関する理解を深めましょう。
- ② 若い世代や働きざかりの方々の地域活動等への関心を高める取り組みを図りましょう。
- ③ 関係機関と連携し、福祉教育環境を充実させる取り組みを進めましょう。

### 【社会福祉協議会の取り組み(共助)】

#### 取り組み内容

<福祉に対する意識を高める取り組み>

- ① 「社協だより」やホームページ上だけでなく、SNS などで、福祉に関わる情報や地域の活動の状況を継続して提供します。
- ② 児童・生徒から一般市民までを対象としたボランティア養成講座の開催やボランティア活動等の研修会(ボランティア連絡会)を継続強化します。
- ③ 福祉教育を学校だけでなく企業団体に向けて体験型・参加型のプログラムを実施し、新たな企画を通じて担い手の発掘・育成を図ります。
- ④ 多世代参加型の福祉教育を展開し、要配慮者への理解、防災・減災、共助の意識を育む取組を強化します。
- ⑤ 住民へ向けて、福祉に関する映画上映会を実施します。

### 【市の取り組み(公助)】

取り組み内容	所管課
<ol style="list-style-type: none"><li>① 市民の福祉や地域活動への関心が高まるよう、広報みやこじま、市ホームページ、行政チャンネル等の多様な伝達手段を活用し、地域福祉の考えや本地域福祉計画の周知を図ります。</li><li>② 上記の多様な情報媒体や民生委員、老人クラブ等の地域活動団体を通じて、各地域で頑張っている活動の紹介を行うなど、地域福祉に関連する各種情報の提供を進めます。</li></ol>	生活福祉課

## (2)地域活動への参加のきっかけづくり

### <取り組みの基本方針>

地域において、助けあいの輪を広げていくのは、日ごろから隣近所や地域の様々な人と知り合い、交流し、お互いを理解し、地域に関心をもつことが大切です。

そこで、これまで地域活動に参加できなかった人々が地域へ関心をもち、地域活動への参加につながるよう、地域活動の情報提供をはじめ、交流できる機会の充実を図るとともに、誰もが参加しやすい雰囲気づくりを進めます。

### 【市民一人ひとりに期待すること(自助)】

#### 期待する活動

- ① 日頃から、あいさつを交わし、顔見知りとなる人の輪を広げましょう。
- ② 地域や市民同士の交流機会に積極的に参加しましょう。
- ③ 地域行事や祭りなどのイベントへ積極的に参加しましょう。

### 【地域及び関係団体に期待すること(互助)】

#### 期待する活動

- ① 自治会や地域の団体の活動や行事、イベントなど日ごろから住民同士が交流できる機会をつくりましょう。
- ② 転入してきた新たな住民に対し、積極的に声をかけ、地域等になじめるように支援しましょう。

### 【社会福祉協議会の取り組み(共助)】

#### 取り組み内容

#### <ボランティア活動推進のための環境整備>

- ① 社会福祉協議会のホームページや広報誌に加えて SNS 発信を強化し、地域活動やボランティア活動などの情報提供を行います。
- ② 赤い羽根共同募金の地域福祉活動などの事業を通して、地域への参加のきっかけや福祉意識の啓発活動等の継続実施と地域活動に助成される仕組みを検討します。
- ③ 年齢や障がいの有無にかかわらず、多様な人が地域活動やボランティア活動などに参加できるよう支援します(フードバンク事業、サマーボランティアなど)。

### 【市の取り組み(公助)】

取り組み内容	所管課
① 地域で行われている活動の情報提供に努めるとともに、定期的に情報の更新を行います。	高齢者支援課 障がい福祉課 子育て支援課 生活福祉課 防災危機管理課
② 市民の関心の高い、高齢者や子育て支援、防災・防犯などの講演会や活動を、地域で展開し地域で交流するきっかけを創出します。	
③ 若い世代が地域に親しみ、貢献する意識を高める啓発活動や事業を支援します。	
④ 障がい者(児)の保護者・家族間の交流の場の開設や交流機会の拡充等の交流事業を通して、多様な人々がふれあう機会の充実に努めます。	

## 2. 担い手となる人材の育成・確保

### (1) 地域福祉の担い手となる人材の掘り起こし・育成・確保

#### <取り組みの基本方針>

地域福祉を推進していくには、お互いに支え、支えられる地域となることが重要です。市民が、できることから地域福祉の担い手として行動できるよう、福祉や地域を知り、行事などに参加交流し、担い手へとつなげるため、ボランティアに関する情報提供や講座の開催などの機会をつくり、潜在的な人材の掘り起こし、福祉人材の育成と確保に向けた取り組みを進めます。

#### 【市民一人ひとりに期待すること(自助)】

##### 期待する活動

- ① 地域活動やボランティア活動の情報を収集し、やってみたい活動を見つけましょう。
- ② 各種研修会や講座などに積極的に参加しましょう。

#### 【地域及び関係団体に期待すること(互助)】

##### 期待する活動

- ① ボランティアサークルや組織等と連携した活動を行いましょ。
- ② 自分に合ったボランティア活動ができるように、養成講座などに参加し、地域福祉の担い手として協力しましょう。

#### 【社会福祉協議会の取り組み(共助)】

##### 取り組み内容

##### <地域福祉活動における協力者の育成・確保に関する事業>

- ① 地域に根ざした福祉人材の確保のため、ボランティア養成講座を開催し、いきいきふれあいサロンや通いの場事業等にかかわるリーダーの養成に向けて取り組みます。
- ② ボランティアセンターでボランティアをやりたい方(団体)の登録・利用希望者に対し、参加しやすい活動メニューを整備し、それぞれのボランティアニーズに合わせたマッチングを実施し、市民がボランティア活動(利用)へ積極的に参加することを促進します。

#### 【市の取り組み(公助)】

取り組み内容	所管課
<ol style="list-style-type: none"> <li>① 社会福祉協議会や福祉関係団体と連携し、ボランティア活動に参加しやすい環境づくりを進めます。</li> <li>② 保健福祉ボランティア各団体の活動の様子を市民に広く周知し、活動に対する理解を深めてもらうとともに、新たな担い手の掘り起こしの手法を研究し、確保に努めます。</li> <li>③ 関係機関等と連携し認知症サポーター、ゲートキーパーなどの養成・確保に取り組みます。</li> <li>④ 社会福祉協議会や地域と連携し、地域でのちょっとしたお手伝いができるよう地域人材の掘り起こしと、お手伝いの機会を創出します。</li> </ol>	福祉部各課

## (2)コミュニティソーシャルワーカーの養成・確保

### <取り組みの基本方針>

市民の主体的な活動や地域の社会資源等を活用したネットワークを形成し、支援を必要とする方々の福祉ニーズに応じたサービスにつなげる仕組みをつくることが大切です。

コミュニティソーシャルワーカーは、住民同士が支え合う活動の支援をはじめ支援を必要とする人に対し、安否確認や見守り、生活課題の発見、相談援助、必要なサービスや専門機関へのつなぎなど、重要な役割を担っていることから、多様な地域資源の組み合わせによる包括的な支援のコーディネート機能の向上を図るための取り組みを進めるとともに、そのための資質向上に向けた研修等を実施します。

### 【市民一人ひとりに期待すること(自助)】

#### 期待する活動

- ① 地域で取り組む支え合い活動等に参加するようにしましょう。
- ② コミュニティソーシャルワーカーの活動に協力するようにしましょう。

### 【地域及び関係団体に期待すること(互助)】

#### 期待する活動

- ① 地域におけるコミュニティソーシャルワークを推進するコミュニティソーシャルワーカーとの連携を図りましょう。

### 【社会福祉協議会の取り組み(共助)】

#### 取り組み内容

#### <コミュニティソーシャルワーカーの育成と相談機能の強化>

- ① 中福祉圏域(5圏域)を単位として、コミュニティソーシャルワーカーを配置し、一層の充実に努めます。
- ② コミュニティソーシャルワーカーの資質向上及び、地域での相談支援機能向上のための研修会への積極的な参加を行い、地域への支援向上に努めます。
- ③ 地域の課題解決への取り組みのため、福祉先進地域への視察や情報交換等交流を積極的に行い、必要なサービスの実施につなげていきます。

### 【市の取り組み(公助)】

取り組み内容	所管課
<ol style="list-style-type: none"> <li>① コミュニティソーシャルワーカーの適切な配置等に関する支援を行います。</li> <li>② コミュニティソーシャルワーカーについて、身近な相談支援に対応するとともに、複合的な福祉課題に対し支援が行えるよう、更なる技術等の向上のための支援を行います。</li> <li>③ 協議体との連携や生活支援コーディネーター等と連携した支え合いの仕組みづくりに取り組みます。</li> </ol>	生活福祉課

## 基本目標2:地域共生社会の実現に向けた仕組みづくり

### 【取り組み指標】

指標項目	現状 (基準値)	目標 令和12年度
小地域ネットワークの立ち上げ	43箇所	46箇所

## 1. 地域で支え合う仕組みづくり

### (1)小地域ネットワークの拡充・強化

#### <取り組みの基本方針>

小さな変化を見逃さず気になる人に声をかけ、支援を必要とする人を早期に発見し、適切なサービスにつなげていく住民相互の見守り・支え合いのかたちをつくることが重要であることから、市民の身近な生活圏域である範囲を基本に、地域の支え合いによる小地域ネットワークの構築に向け、取り組みを拡充・強化します。

なお、取り組みを推進するにあたっては、個人情報等に配慮した要支援者の把握と情報を共有する仕組みづくりに取り組みます。

#### 【市民一人ひとりに期待すること(自助)】

##### 期待する活動

- ① 市や社会福祉協議会等から提供される情報を確認しましょう。
- ② 地域で取り組む支え合い活動等に参加するようにしましょう。(再掲)

#### 【地域及び関係団体に期待すること(互助)】

##### 期待する活動

- ① 地域福祉懇談会や小地域ネットワークへ参加しましょう。
- ② 活動の一環として、日常的な見守り活動に協力しましょう。

【社会福祉協議会の取り組み(共助)】

取り組み内容

<地域における住民同士の支えあいの推進>

- ① 地域福祉懇談会の開催にあたり、モデル地区を設定し、定期的な開催に取り組みます。
- ② モデル地区以外についても、それぞれの地域が抱える課題・福祉ニーズの把握を行い、住民間の課題に対する意識共有ができるよう、地域福祉懇談会の開催に取り組みます。
- ③ 地域福祉懇談会の開催にあたっては、地域の様々な集会等を活用するなど地域の状況に柔軟に対応していきます。
- ④ 小地域ネットワークの設置に向けて見守り活動などの支援を強化します。
- ⑤ 既存(43 箇所／令和7年現在)の小地域ネットワークの支え合い活動や、宮古島市老人クラブ連合会が主体となり実施している地域の一人暮らし高齢者への見守り活動等、既存の活動やネットワークの強化を図ります。
- ⑥ 住民の集う場に出向き、支え合い活動の推進に取り組みます。
- ⑦ いきいきふれあいサロン等を活用した小規模団体での懇談会や意見交換会を通して、支え合い活動の啓発を推進します。
- ⑧ 通いの場事業やいきいき百歳体操の小規模団体を活用し、地域の課題解決に向けて関係機関とともに取り組みます

【市の取り組み(公助)】

取り組み内容	所管課
<ol style="list-style-type: none"> <li>① 地域福祉懇談会の開催について、社会福祉協議会との緊密な連携のもと、開催を支援します(市街地における開催の検討)。</li> <li>② 一人暮らし高齢者、高齢者世帯、障がい者(児)、子育て中の親子、生活困窮者等、支援を必要とする市民を地域(自治会)で見守り、支え合う小地域ネットワークの周知活動を行います。</li> <li>③ 小地域ネットワークの周知活動を行うとともに、市民が主体となって行っている高齢者の居場所づくり(サロン・通いの場)等の活動についても紹介していきます。</li> <li>④ 小地域ネットワークの取り組みを推進していくにあたって、個人情報等に配慮した情報共有等のあり方を検討します。</li> </ol>	生活福祉課

## (2) 民生委員・児童委員など関係機関等との連携強化

### <取り組みの基本方針>

民生委員・児童委員は地域において住民の生活上のさまざまな相談に応じながら、高齢者や障がい者世帯の見守りや安否確認など重要な役割も担っています。また、地域を支える仕組みづくりを推進していくには、各種地域団体、NPO等の福祉関連組織や事業所との協働が重要となることから、これら関係機関と連携強化を図り、宮古島市の地域福祉の推進に取り組みます。

### 【市民一人ひとりに期待すること(自助)】

#### 期待する活動

- ① 自分の住んでいる地域の民生委員・児童委員の方を覚えましょう。
- ② 地域の一員として、各種団体等とのつながりを持つようにしましょう。

### 【地域及び関係団体に期待すること(互助)】

#### 期待する活動

- ① 各種団体が協働・連携して福祉活動を推進するための関係づくりを支援しましょう。

### 【社会福祉協議会の取り組み(共助)】

#### 取り組み内容

#### <民生委員・児童委員協議会等とのより密接な取り組みの推進>

- ① 社会福祉協議会と民生委員・児童委員協議会と共同事業を行うことで連携を図り、その活動を通して地域課題や支援が必要な世帯の支援につなげていきます。
- ② 地域の支援が必要な世帯への訪問や声掛けをとおして、地域から孤立することがないよう、声掛け見守りへの取り組みを進めていきます。
- ③ 各種関係団体と地域活動に対する情報交換などを行い、それぞれの専門性を活用した連携体制の構築を図ります。

【市の取り組み(公助)】

取り組み内容	所管課
<p>① 民生委員・児童委員、健康づくり推進員、母子保健推進員、食生活改善推進員等の活動の活性化に向け、ニーズに応じた適切な研修機会を充実し、更なる技能の向上を支援します。</p> <p>② 福祉関連事業所間の情報共有及びサービス向上を図るため、各分野における連絡会等の場の充実を促進するとともに、情報交換等を通じて住民の実態及びニーズを把握(アンケート調査の実施など)していきます。</p> <p>③ 限りある資源の中、市民の複合的な福祉ニーズに対応する多様なサービスが提供できるよう、提供事業者等の育成、確保を図ります。</p> <p>④ 新たなサービスや支援の創出につなげるため、異業種間の連携が円滑にとれるよう既存組織を活用した仕組みの充実を図ります。</p>	<p>生活福祉課 高齢者支援課 障がい福祉課 子育て支援課 家庭保健課 健康増進課</p>

### (3)災害時の避難支援体制の整備

#### <取り組みの基本方針>

災害が発生した場合、住民同士が助け合いながら、避難などに対応していくことで、住民一人ひとりの生命や財産などを守ることができます。本市においても自主防災組織が結成され、地域の防災力の向上に取り組んでいる地域もあります。

今後は、災害時の避難支援体制の充実を図るため、避難行動要支援者の個別計画の作成を促進するとともに、自主防災組織と連携した取り組みを推進します。

#### 【市民一人ひとりに期待すること(自助)】

##### 期待する活動

- ① 日ごろから、隣近所に住む高齢者などにあいさつし、顔見知りになりましょう。
- ② 防災に対する正しい知識を身につけるための活動や講演会などに参加するようにしましょう。

#### 【地域及び関係団体に期待すること(互助)】

##### 期待する活動

- ① 地域や関係機関と連携し防災訓練に参加するなど、自主防災意識を高める取り組みを進めましょう。
- ② 関係機関と連携し、避難行動要支援者について日ごろからの声かけ・見守りを行いましょ

#### 【社会福祉協議会の取り組み(共助)】

##### 取り組み内容

#### <防災関係団体との連携づくりと要支援者への支援の強化>

- ① 行政と連携し要支援者リスト作成に協力します。
- ② 防災訓練等への参加や災害対策研修を実施するほか、地域の企業・団体等との連携を強化しながら災害時の対応に備えます。(災害時ボランティア協定の拡充)
- ③ 災害が発生した場合において、被災者への早期支援と安定したボランティア活動支援が行えるよう体制づくりを行います(災害ボランティアセンター設置定期訓練など)。
- ④ 災害対策関係マニュアルを確認し改正が必要な部分は随時改正し現状に合わせた対策マニュアルとします。

## 【市の取り組み(公助)】

取り組み内容	所管課
<p>① 「宮古島市災害時避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、自治会単位や班単位等、住民の生活圏域内を基本とした支援体制づくりに取り組みます。</p> <p>② 緊急時の避難支援や安否確認に備えるため、地域における日常的な声掛けや見守り活動等の強化を促進します。</p> <p>③ 社会福祉施設等に協力を呼びかけ、福祉避難所を確保します。</p> <p>④ 避難行動要支援者の個別計画の策定を推進します(地域の支援者の発掘など)。</p>	福祉部各課

## 2. 地域活動の活性化支援

### (1)自治会活動の活性化支援

#### <取り組みの基本方針>

自治会活動が活性化することは、日ごろからの見守りする力が高まり、住民が地域の中で安心して暮らしていける地域づくりにつながることから、自治会活動の活性化を図ることが重要となります。

自治会において、多様な活動が行われており、各地域独自の活動を通して地域の魅力を発揮し、住んでいる住民同士で支え合う地域づくりを推進するため、自治会活動の活性化に向けた支援を行います。

#### 【市民一人ひとりに期待すること(自助)】

##### 期待する活動

- ① 地域や自治会を理解し、関心を持つようにしましょう。
- ② 自治会活動の内容を理解し、自治会へ加入するようにしましょう。
- ③ できる範囲で、自治会活動に参加するようにしましょう。

#### 【地域及び関係団体に期待すること(互助)】

##### 期待する活動

- ① 自治会独自のできる範囲での地域づくりに関する取り組みを企画し、実践してみましょう。
- ② 住民の関心が高いイベント開催などに協力しましょう。
- ③ 子どもから高齢者まで多様な世代が気軽に顔を出しやすい自治会づくりを考えましょう。

#### 【社会福祉協議会の取り組み(共助)】

##### 取り組み内容

##### <住民同士のつながりを深める活動の推進>

- ① 自治会活動の支援・協力を行い、住民同士が交流をもてる活動への支援を行います。
- ② 地域活動のための用具や備品の貸し出しを行います。

#### 【市の取り組み(公助)】

取り組み内容	所管課
① 自治会が取り組む事業やイベント開催などの支援を行います。 ② 活性化している自治会活動の先進事例を紹介するなど、地域独自の地域づくりへの情報提供を行います。	地域振興課

## (2)地域関係団体等の活動支援

### <取り組みの基本方針>

地域福祉を推進するには、本市において担い手となり地域の支え合い活動をしている自治会、子ども会育成連絡協議会、青年団協議会、老人クラブ連合会、婦人連合会などの各種団体の活性化を図ることが重要になることから、これら各種団体が、その特性を十分に発揮した地域活動を通して地域の福祉に貢献できるように組織基盤の強化や活動に対する支援を行います。

### 【市民一人ひとりに期待すること(自助)】

#### 期待する活動

- ① 団体の活動や事業に協力するようにしましょう。

### 【地域及び関係団体に期待すること(互助)】

#### 期待する活動

- ① 地域の各種団体等が、独自の活動を継続的に実施することができるように情報提供や援助を行いましょう。

### 【社会福祉協議会の取り組み(共助)】

#### 取り組み内容

<地域における関連組織・団体の活動推進に関する支援>

- ① 老人クラブや障がい者等の当事者団体等へ活動助成を行う他、行事等への参加協力を通して活動強化と団体の目的達成を支援します。
- ② 地域で活動するボランティア団体へ活動助成を行う他、ボランティア募集やマッチング、ボランティア保険の加入事務等を通して活動強化と団体の目的達成を支援します。
- ③ 老人福祉センター等を利用した関係団体の活動を支援します。

### 【市の取り組み(公助)】

取り組み内容	所管課
① 市民に対し、各種団体の活動内容をわかりやすく提供します。	福祉部各課 地域振興課
② 活動に対する助成支援を行います。	
③ 新たなボランティア団体等の把握に努めるとともに、その活動に関する(子どもの居場所など)の支援を実施します。	

### (3)市街地などにおけるネットワークの構築

#### <取り組みの基本方針>

市街地を中心として、自治会などの地縁組織のない市街地や自治会機能が低下している地域においては、地域の個人商店、サークル・ボランティア団体などの地域資源と連携し、小地域ネットワーク事業等を通じて地域の特性に応じたネットワークの構築に取り組みます。

#### 【市民一人ひとりに期待すること(自助)】

##### 期待する活動

- ① 団体の活動や事業に協力するようにしましょう。(再掲)

#### 【地域及び関係団体に期待すること(互助)】

##### 期待する活動

- ① 関係機関や団体等が、行う見守り活動に参加しましょう。

#### 【社会福祉協議会の取り組み(共助)】

##### 取り組み内容

##### <地域における福祉ネットワークづくりの推進>

- ① 地域の課題や要支援者に関わる環境から小規模なネットワークを構築します。
- ② いきいきふれあいサロン等を活用した小規模団体での懇談会や意見交換会を通して、見守り活動の啓発を推進します。(再掲)
- ③ 地域の企業・団体等と連携した見守り活動に取り組みます。

#### 【市の取り組み(公助)】

取り組み内容	所管課
<ol style="list-style-type: none"><li>① 小グループ単位でのコミュニティ活動の支援を行います(地域福祉懇談会の開催による地域ニーズの把握)。</li><li>② 高齢者等を対象とした「地域包括ケアシステム」や「地域自立支援協議会」(障がい者(児)を対象)、「要保護児童対策地域協議会」(児童を対象)などの様々な目的をもった連携体を有機的に活用した支援を行います。</li></ol>	福祉部各課

### 3. サービス利用支援と質の向上

#### (1) 情報提供体制の充実

##### <取り組みの基本方針>

支援を必要としている人に対し、必要とする福祉サービスなどの情報を的確に届けることが大切になることから、多様な媒体を活用した情報提供をはじめ、地域で情報が得られる仕組みや情報共有ができる機会の充実を図るとともに、情報を必要とする人に対して、情報が伝わりやすいように工夫を行います。

##### 【市民一人ひとりに期待すること(自助)】

###### 期待する活動

- ① 市や社会福祉協議会などの広報誌やホームページなどで知りたい情報があるか確認してみよう。
- ② 自治会や民生委員・児童委員などから知りたい情報について聞いてみましょう。

##### 【地域及び関係団体に期待すること(互助)】

###### 期待する活動

- ① 地域の情報発信の場をつくりましょう。

##### 【社会福祉協議会の取り組み(共助)】

###### 取り組み内容

##### <広報啓発活動の充実>

- ① 社会福祉協議会のホームページや SNS を通じた情報の発信を図ります。
- ② マスコット等を活用した周知活動を展開します。
- ③ 広報誌の発刊による社会福祉協議会の活動の周知を図ります。
- ④ 新聞・テレビ・ラジオ等メディアを活用した情報の発信を図ります。

##### 【市の取り組み(公助)】

取り組み内容	所管課
<ol style="list-style-type: none"> <li>① 多様な媒体を活用した情報提供に努めるとともに、福祉に関する情報を一元化し、全ての市民に分かりやすい内容で市民の情報提供が行えるよう、「宮古島市福祉便利帳」の更新・啓発を行います。</li> <li>② 地域で活動する市民を通じて各種の情報提供がなされるよう、自治会長、民生委員・児童委員、母子保健推進員等に対し、保健福祉サービスに関する研修会等を進めます。</li> <li>③ 視覚障がい者や聴覚障がい者など情報入手に配慮が必要な方に対しては、音声・要約筆記等による情報提供や手話通訳者、要約筆記者を派遣するなど、情報のバリアフリー化に努めます。</li> </ol>	生活福祉課 障がい福祉課 健康増進課

## (2)地域における相談支援体制の充実

### <取り組みの基本方針>

市民一人ひとりにあった相談や支援に応じられるよう、各種専門職とコミュニティソーシャルワーカーとの連携による相談支援を充実するとともに、身近な相談相手となる民生委員・児童委員等の人材の確保に努めます。

また、既存福祉関連施設などを身近な相談交流拠点として活用を推進します。

### 【市民一人ひとりに期待すること(自助)】

#### 期待する活動

- ① 地域で気軽に相談できる場所を確認するようにしましょう。
- ② 困った時には支援を求める声をあげるようにしましょう。

### 【地域及び関係団体に期待すること(互助)】

#### 期待する活動

- ① 必要な相談窓口が、どこなのか情報共有し、利用について確認しましょう。
- ② 民生委員・児童委員、福祉関係団体と連携し、相談支援につながる活動に協力しましょう。

### 【社会福祉協議会の取り組み(共助)】

#### 取り組み内容

##### <職員体制の整備と資質向上への取り組みの充実>

- ① 市内4地区(平良・城辺・伊良部・下地上野)にふれあい総合相談センターを設置し、地域住民からの相談の対応に努めます。
- ② 民生委員・児童委員や自治会等の地域組織と、専門的な支援を行う専門の相談員(例:包括支援センターや相談支援事業所等)との連携を強化し、支援が必要な市民の発見や相談支援の充実を図ります。
- ③ 医療・法律・人権等の専門相談員による、より専門的な相談への助言等を行います。

### 【市の取り組み(公助)】

取り組み内容	所管課
① 身近な相談窓口の整備を進めるとともに、相談窓口の情報を提供するなど相談しやすい体制づくりを推進します(情報弱者への対応の強化など)。	福祉部各課 健康増進課
② 小地域ネットワークづくりへの支援の充実により、地域で顔の見える関係づくりを推進します。	
③ 地域の身近な相談相手である民生委員・児童委員や母子保健推進員、介護相談員など人材の確保に努めます。	

### (3) 包括的な相談体制の充実

#### <取り組みの基本方針>

子ども・子育て、高齢者介護や生活困窮などの支援を必要としている人の抱える問題が複合的である場合や、制度の狭間になっている場合など、対応が難しいケースについて適切なサービスや支援につなげられるような対応が行えるよう、相談支援体制の充実や複数の窓口にいかなくても必要な相談支援が受けられる相談窓口機能の充実が求められています。

そのため、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、生活困窮者自立支援員、児童自立支援員、女性相談室、家庭児童相談室など、それぞれの分野において相談を受け付け、各課、社会福祉協議会など各関係機関と横断的な連携する中で、包括的な相談支援のあり方を検討します。また、その中で必要に応じて新たなサービスについても検討し創出していけるよう取り組みます。

さらに、地域共生社会の実現を目指し、高齢者だけでなく、子どもや若者、障がいのある方などあらゆる課題にも支援が行える、宮古島市の地域資源や特性に即した包括支援体制の構築(重層的支援体制整備事業の検討含む)に向けた取り組みを検討していきます。

#### 【市民一人ひとりに期待すること(自助)】

##### 期待する活動

- ① 困った時には支援を求める声をあげるようにしましょう。(再掲)

#### 【地域及び関係団体に期待すること(互助)】

##### 期待する活動

- ① 民生委員・児童委員、福祉関係団体と連携し、相談支援につながる活動に協力しましょう。(再掲)

#### 【社会福祉協議会の取り組み(共助)】

##### 取り組み内容

#### <多職種連携による支援体制の構築>

- ① 単独で解決が困難な課題について、定期月例支援会議を開催するとともに、各関係機関との多職種連携を通し、専門性を補い合いながら切れ目のない支援を行います。
- ② 多様なニーズに応えるため、地域住民をはじめ、関係機関や事業所等と連携協力し、新たな支援サービスの創設を検討します。
- ③ 地域福祉活動を推進するための拠点施設について、既存施設の活用なども含めた施設のあり方について行政と意見交換を行い検討します。
- ④ 子どもや高齢者、障がい者、生活困窮者など、対象に関係なく支援を行う、宮古島市に即した包括的支援体制の整備(重層的支援体制整備事業の実施も含む)に向けて、行政と連携・協働しながら取り組みます。

【市の取り組み(公助)】

取り組み内容	所管課
<p>① 障がい者自立支援協議会、地域ケア推進会議などで関係者間の連携を促進します。</p> <p>② 子ども(中学生～高校生の年代)の健全育成や不登校、進学などをはじめ、若者(18歳～39歳まで)の就職、経済的な支援、ひきこもりなどの様々な場面での困りごとについて、総合的に支援する「子ども・若者への支援施策」の実施に取り組みます。</p> <p>③ 地域の既存の取り組みでは対応しきれない多様なニーズに応えるため、社会福祉協議会をはじめ、関係機関や団体・事業所などと連携協力し、新たな支援サービスの創設を検討します。</p> <p>④ 相談をはじめとして、様々な地域活動を推進していくため、既存施設などを活用した地域福祉に関する拠点施設の検討を行います。</p> <p>⑤ 庁内の各課で対応している相談について、情報共有をはじめとする連携強化を図るとともに、関係機関や相談事業所等と連携・協働し、分野を超えたネットワーク型の包括的な相談支援体制の構築に取り組みます。</p> <p>⑥ 子どもや高齢者、障がい者、生活困窮者など、対象に関係なく支援できるよう、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う包括的支援体制の構築に向けて、本市の地域資源や特性に即した体制のあり方の検討を行うとともに、体制構築に取り組みます(重層的支援体制整備事業の実施の検討も含む)。</p> <p>⑦ 身寄りのない高齢者支援に向けて、日常生活の見守りや相談などの生活支援をはじめ、権利擁護や終活支援などについて、ニーズを把握するとともに、必要な支援の実施に取り組みます。</p>	<p>生活福祉課 高齢者支援課 障がい福祉課 家庭保健課 健康増進課 子育て支援課 教育委員会</p>

## 基本目標3:誰もが安心して暮らしていけるまちづくり

### 【取り組みの評価指標】

指標項目	現状 (基準値)	目標 令和12年度
成年後見制度利用促進基本計画の策定	-	策定

## 1. 子どもや高齢者、障がい者などの権利を守る仕組みづくり

### (1) 権利擁護の取り組みの充実

#### <取り組みの基本方針>

子どもや判断能力が十分でない状態の高齢者、障がいのある方の権利が侵害されることなく、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、権利を尊重し擁護するための制度やサービス利用に対する理解を深める普及啓発活動や支援の利用に係る体制の充実を図ります。

### 【市民一人ひとりに期待すること(自助)】

#### 期待する活動

- ① 権利擁護について、市広報誌や社協だよりなどを通じて、各種制度を理解しましょう。

### 【地域及び関係団体に期待すること(互助)】

#### 期待する活動

- ① 権利擁護制度等が必要ではないかと思われる地域住民の情報を関係機関に連絡しましょう。

## 【社会福祉協議会の取り組み(共助)】

### 取り組み内容

<法人後見事業の活用による生活支援の充実、日常生活自立支援事業の活用による生活支援の充実>

① 成年後見支援センターみやこの機能充実を図り次の支援を行います。

<成年後見制度>

- ・相談から受任までのきめ細やかな支援
- ・運営審査委員会によるチェック機能の充実
- ・法人後見専門員の育成
- ・家庭裁判所の他、関連する支援者との連携強化

<日常生活自立支援事業>

- ・日常生活自立支援専門員の育成
- ・支援員の確保及び育成
- ・沖縄県社会福祉協議会及び関係団体との連携強化

## 【市の取り組み(公助)】

取り組み内容	所管課
① 成年後見制度利用による支援が必要な市民(障がい者(児)、高齢者等)の利用が促進されるよう、市長の代理申請を含め制度の周知を図ります。	高齢者支援課 障がい福祉課 生活福祉課
② 成年後見制度の充実に向け、法人後見の周知を図るなど、制度の活用を促進します(成年後見制度利用促進基本計画の策定など)。	
③ 日常生活自立支援事業が必要な市民の利用が進むよう、支援体制の充実を促進します。	
④ 宮古地域福祉権利擁護センターの充実に取り組みます。	

## (2) 虐待の未然防止への対応

### <取り組みの基本方針>

子育てや介護などにおける虐待やDVなどによる権利侵害は社会問題となっていることから、権利を擁護する相談支援体制や早期発見・早期対応などの、虐待の未然防止に向けた取り組みを推進します。

#### 【市民一人ひとりに期待すること(自助)】

##### 期待する活動

- ① 虐待の未然防止について、理解を深めましょう。
- ② 虐待などの権利を侵害する行為を発見した場合は、迷わず関係機関に通報するようにしましょう。

#### 【地域及び関係団体に期待すること(互助)】

##### 期待する活動

- ① 虐待などの権利を侵害する行為を発見したら、迷わず関係機関に通報するようにしましょう。
- ② 地域の見守り活動に積極的に参加し、虐待の早期発見や早期対応に協力しましょう。

#### 【社会福祉協議会の取り組み(共助)】

##### 取り組み内容

##### <虐待の未然防止への支援>

- ① 社会福祉協議会の広報誌やホームページなどを活用し、虐待防止に関する啓発を行います。
- ② 地域のネットワークを活用して虐待などが疑われる事例の早期発見に努め、行政担当窓口及び関係機関へ情報提供します。

#### 【市の取り組み(公助)】

取り組み内容	所管課
① DV や虐待に関する相談窓口の周知に取り組むとともに、安心して相談できる環境づくり(事前の時間や場所の調整など)に取り組めます。	高齢者支援課 障がい福祉課
② DV や虐待の予防啓発、早期発見、早期対応を図るため、関係機関の連携を強化するとともに、相談対応の充実に努めます。	家庭保健課

## 2. 困難を抱えた市民への支援

### (1) 孤立しない、させない環境づくり

#### <取り組みの基本方針>

生活に困窮している世帯や、8050 問題、その他複合的な課題を抱えている方、罪を犯してしまっただが立ち直ろうとしている方などは社会的に孤立してしまい、暮らしづらさを抱えているケースも少なくありません。

さまざまな生活課題により孤立し、支援を求めることができない方や、気になる方などについては、課題がより深刻になる前に支援することが重要であることから、地域における見守り活動により早期に発見し、関係機関や行政の各課などが横断的な対応をすることで、地域で安心して暮らし続けていけることにつながるよう、相談窓口の周知をはじめ、自立に向けた支援体制の充実に取り組みます。

#### 【市民一人ひとりに期待すること(自助)】

##### 期待する活動

- ① 様々な生活課題を抱えている方がいることを理解し、地域で孤立している人がいないか気にかけていきましょう。
- ② ひとりで悩まず、地域や行政などに相談するようにしましょう。

#### 【地域及び関係団体に期待すること(互助)】

##### 期待する活動

- ① 関係機関と連携し、見守り・声かけを行い、気になる方などを把握するようにしましょう。
- ② 発見した場合は、直ちに関係機関へ情報提供をしましょう。

#### 【社会福祉協議会の取り組み(共助)】

##### 取り組み内容

#### <生活困窮世帯に関する支援の充実>

- ① 小地域ネットワーク活動により、気になる方の把握に努め、自治会や民生委員・児童委員等と連携し、寄り添い型の支援に取り組みます。
- ② 生活困窮者の方などに対し、適切な支援を行います。
- ③ 行政や関係機関と連携し、生活困窮者等のニーズに対応できる新しいサービスの創出に向けた取り組みを検討します。

【市の取り組み(公助)】

取り組み内容	所管課
<p>① 「生活困窮者自立相談支援機関」をはじめ、各種相談機関や窓口について多様な媒体を活用して周知を図ります。また、情報弱者にも配慮した周知に努めます(民生委員やコミュニティソーシャルワーカーによる周知など)。</p> <p>② コミュニティソーシャルワーカー(以下、CSWと表記)と連携し、自立相談体制の充実に努めます。</p> <p>③ 多様な機関と連携し、社会的自立を促す支援施策の充実に努めます。</p>	<p>高齢者支援課 障がい福祉課 家庭保健課</p>

## (2)子どもの貧困対策

### <取り組みの基本方針>

子どもの貧困とは、衣食住に事欠く「絶対的貧困」とは異なりますが、経済的困窮を背景に教育や体験の機会に乏しく、地域や社会から孤立し、様々な面で不利な状況に置かれてしまう傾向にあることから、本市のすべての子どもが生まれ育った環境に左右されず、夢や希望をもって成長していけるよう児童自立支援員を配置し、子どもの貧困に関する現状を把握し、子どもの居場所や各種の適切な支援につなげていきます。

### 【市民一人ひとりに期待すること(自助)】

#### 期待する活動

- ① 隣近所の子どもたちを気にかけて、見守りましょう。
- ② ひとりで悩まず、地域や行政、社会福祉協議会などの窓口にご相談しましょう。

### 【地域及び関係団体に期待すること(互助)】

#### 期待する活動

- ① 地域の子育てや、支援を必要とする子どもを把握し支援しましょう。

### 【社会福祉協議会の取り組み(共助)】

#### 取り組み内容

#### <子どもを取り巻く課題に対する取り組み>

- ① 子どもの居場所づくりに取り組む団体や子ども食堂と連携し、フードバンクからの食品支援を行うとともに、支援を必要とする世帯の利用促進を図ります。
- ② 関係機関・団体との連携により適切な支援につなげます。
- ③ 子育て応援事業を通じた地域の見守りや子育て支援事業等の利用へつなぎ、子育て世帯の孤立等を防ぎながら家庭全体を支援します。

### 【市の取り組み(公助)】

取り組み内容	所管課
<ol style="list-style-type: none"> <li>① 子どもの貧困などに関する現状を把握し、必要な支援につなげていく児童自立支援員(子供の貧困対策支援員)は配置している2人を維持するとともに、スキルアップを図ります。</li> <li>② 教育関係者と連携して、義務教育の対象年齢のうちに、本人たちとつながることができる体制づくりに取り組みます。</li> <li>③ 子育て世帯の教育・保育に係る経済的な負担の軽減を図るため、地域子ども子育て支援事業の充実に取り組みます。</li> <li>④ 地域において、安全で安心できる子どもの居場所について、設置している居場所の支援をはじめ、設置できていない地域での設置への検討を行います。</li> </ol>	家庭保健課 子育て支援課 教育委員会

### (3)心の健康づくりの推進

#### <取り組みの基本方針>

近年は、経済・産業構造が変化する中で、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じている労働者や、育児や教育、介護等の問題を相談できずに、さまざまな生活課題を抱えている方も少なくありません。そのため、心の健康づくりなどに関する普及啓発や相談機関の周知に努めるとともに、早期発見・早期対応ができるよう、関係機関や庁内関係課等との横断的な取り組みによる相談・支援体制の充実を図ります。また、身近な地域で、気づき・声掛け、寄り添える人材の確保に取り組みます。

さらに、生きることへの包括的な支援に取り組み、誰もが生きやすい地域づくりを推進します。

#### 【市民一人ひとりに期待すること(自助)】

##### 期待する活動

- ① 心の健康づくりの講演会などに参加し、メンタルヘルスなどに関心を持ちましょう。
- ② ゲートキーパー養成講座に参加しましょう。
- ③ ひとりで悩まず、地域や行政、社会福祉協議会の窓口にご相談しましょう。

#### 【地域及び関係団体に期待すること(互助)】

##### 期待する活動

- ① 講演会やゲートキーパー養成講座などに参加し、地域で悩んでいる方を支援しましょう。

#### 【社会福祉協議会の取り組み(共助)】

##### 取り組み内容

<地域で安心して暮らすための支援>

- ① こころの相談に対して、内容に応じた適切なサービスにつなげることで、地域で安心して暮らせるように支援を行います。

#### 【市の取り組み(公助)】

取り組み内容	所管課
<ol style="list-style-type: none"><li>① 自殺対策計画に基づき、施策の推進を図るとともに、施策の進捗管理を定期的に行って全庁的に自殺対策を推進します。</li><li>② 住民等の心の健康づくりに関する理解が深まるよう、市広報誌などを通じた情報発信や各種講演会の開催、相談機関の周知を進めます。</li><li>③ 心の不調を抱える住民の早期発見、早期対応できるよう、地域、コミュニティソーシャルワーカー、精神保健関連機関等との連携を進めます。</li><li>④ ゲートキーパー養成講座を開催し、身近な地域での支え手となる住民を確保していきます。</li></ol>	障がい福祉課

## (4)安心して生活するための支援

### <取り組みの基本方針>

疾病や障がい等によって就労が困難な方や、その他の事情で就職先が見つからない方など、何らかの理由で自立生活の基盤となる住宅の確保が困難な状況にある方について、住み慣れた地域で安心して自立生活を支援していくため、移動に関する支援や年代や状況に応じた就労支援、安心して暮らせる住まいの確保をするための支援を継続的に実施します。

### 【市民一人ひとりに期待すること(自助)】

#### 期待する活動

- ① 就労相談やセミナー等に積極的に参加するようにしましょう。

### 【地域及び関係団体に期待すること(互助)】

#### 期待する活動

- ① 個々の状況や適性に応じた就労の場を提供していきましょう。

### 【社会福祉協議会の取り組み(共助)】

#### 取り組み内容

#### <生活困窮世帯に関する支援の充実>

- ① 自立に向けた資金の貸し付けや相談支援を行います。
- ② ふれあい総合相談センターやフードバンク事業等を通して、関係機関とともに個別の課題解決に向けて取り組みます。

### 【市の取り組み(公助)】

取り組み内容	所管課
<ol style="list-style-type: none"><li>① 関係機関と連携し就労相談を継続的に実施します。</li><li>② 障害者自立支援協議会の就労部会による継続的な雇用、就労に係わる啓発や就労促進に向けた取り組みを進めます。</li><li>③ 関係機関や不動産事業者等と連携し、「住まいの確保」に向けた取り組みを進めます。</li><li>④ タクシー協会と連携し「高齢者タクシー利用助成事業」に取り組んでいきます。</li></ol>	障がい福祉課 生活福祉課 高齢者支援課

## (5)再犯防止対策の推進(宮古島市再犯防止推進計画)

### <取り組みの基本方針>

国の再犯防止推進計画では、誰一人取り残さない社会の実現に向けた5つの基本方針と7つの重点分野が示されており、沖縄県再犯防止推進計画においても、本県の実情に応じた施策が示されています。

本市においても、国や県の方向性と整合を図りつつ再犯防止に関する取り組みを推進し「誰一人取り残さない社会の実現」を目指し、安全で安心して暮らせる地域社会づくりに取り組みます。

なお、本項は再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づく、市町村における再犯防止等に関する施策の推進に関する計画として位置付けます。

### 【市民一人ひとりに期待すること(自助)】

#### 期待する活動

- ① 行政や社会福祉協議会の広報紙やホームページで提供される「再犯防止・更生保護」に関する情報を確認し、その内容を理解するようにしましょう。

### 【地域及び関係団体に期待すること(互助)】

#### 期待する活動

- ① 行政や社会福祉協議会の広報紙やホームページで提供される「再犯防止・更生保護」に関する情報を確認し、その内容を理解しましょう。
- ② 地域住民から相談を受けた際には、行政や社会福祉協議会へつなげるようにしましょう。

### 【社会福祉協議会の取り組み(共助)】

#### 取り組み内容

#### <再犯防止推進計画の取り組みへの支援>

- ① 社会福祉協議会の広報紙やホームページ、SNS 等を活用し、再犯防止や更生保護に関する理解を深めるための取り組みを推進します。各種相談支援など、その他の再犯防止対策についても行政等と協力して取り組みます。

【市の取り組み(公助)】

取り組み内容	所管課
<p>① 再犯防止に関する周知啓発 本市のホームページや広報紙を活用し、再犯防止に関する啓発を行うとともに、「宮古保護区保護司会」などの関係機関と連携し、7月の再犯防止啓発月間の推進や「社会を明るくする運動」に取り組み、再犯防止や更生保護に関する理解を促進します。</p> <p>② 民間協力者や関係団体等と連携した各種相談への支援 福祉関係の相談窓口に、関係機関と連携して、各種相談(就労、住居等の確保、生活困窮、高齢又は障害のある人等)に対して必要な支援へつなげます。 また、保護司による面談場所の提供を検討するなど、保護司の安全対策にも配慮するものとします。</p> <p>③ 保護司との連携推進 犯罪をした者の更生を助けることを目的に活動している保護司との情報共有や連携を強化します。</p> <p>④ 国や沖縄県が推進する施策の推進 総合的かつ効果的な再犯の防止等に関する対策を実施するという国の方針に基づき、国や沖縄県が実施する施策への協力を努めます。</p>	<p>福祉部各課</p>

### 3. 安全・安心の環境づくり

#### (1) バリアフリーのまちづくり

##### <取り組みの基本方針>

人にやさしい福祉のまちづくりの推進を図るため、年齢や障害の有無に関わりなく、地域において安全で安心して暮らすことができ、充実した生活や社会参加が促進されるよう、公共の建物や道路、公園等が円滑に利用できる環境を整えていきます。また、初めから障壁を生み出さないよう、ユニバーサルデザインの考え方の普及啓発を図ります。

また、子どもが事故にあうことがないように、遊び場や通学路の危険箇所の点検・開園当に組みます。

#### 【市民一人ひとりに期待すること(自助)】

##### 期待する活動

- ① 行政や社会福祉協議会、地域からの危険箇所の情報に目を通すようにしましょう。

#### 【地域及び関係団体に期待すること(互助)】

##### 期待する活動

- ① 地域における危険箇所について住民へ情報発信するようにしましょう。
- ② 地域における危険箇所を発見した場合は、直ちに関係機関へ情報提供をしましょう。

#### 【社会福祉協議会の取り組み(共助)】

##### 取り組み内容

##### <遊び場や通学路などの危険箇所の周知>

- ① 子どもや市民の安全・安心のため、社会福祉協議会の広報紙やホームページ、SNS 等で情報提供を行います。
- ② 民生委員・児童委員と連携し、子どもの遊び場や通学路等における危険箇所がないか目を配るようにします。

## 【市の取り組み(公助)】

取り組み内容	所管課
<p>① 公共施設のバリアフリー推進</p> <p>新たに整備する公共施設について、「沖縄県福祉のまちづくり条例」等に基づく設置基準に従って、誰もが利用しやすいようバリアフリーを推進します。また、はじめからあらゆる方法で障壁を生み出させないようにデザインすることも大切であることから、ユニバーサルデザインの普及啓発を図ります。</p> <p>既存の公共施設については、高齢者、障がい者をはじめ、誰もが快適に安全に利用できるよう、段差解消や身体障害者用トイレ、手すり、エレベーターの設置等必要なバリアフリーの整備を進めます。</p> <p>② 遊び場や通学路等危険箇所の改善推進</p> <p>子どもの遊び場や通学路等の安全点検結果等に基づき、計画的に危険箇所の改善に取り組みます。</p>	建設部各課

## (2)防犯・防災対策の推進

### <取り組みの基本方針>

犯罪のない安全で安心して暮らせる地域を目指して、警察や地域の関係機関、関係団体等と連携した、防犯に関する地域への情報提供や夜間パトロール等の活動支援、防犯灯の整備等に取り組みます。また、子どもを犯罪から守るために、学校における防犯教育・指導を進めます。

災害から住民の生命、身体及び財産を守るため、住民の防災意識の向上を図るとともに、災害に強いまちづくりを推進します。

## 【市民一人ひとりに期待すること(自助)】

### 期待する活動

- ③ 様々な生活課題を抱えている方がいることを理解し、地域で孤立している人がいないか気にかけるようにしましょう。
- ④ ひとりで悩まず、地域や行政などに相談するようにしましょう。

## 【地域及び関係団体に期待すること(互助)】

### 期待する活動

- ③ 関係機関と連携し、見守り・声かけを行い、気になる方などを把握するようにしましょう。
- ④ 発見した場合は、直ちに関係機関へ情報提供をしましょう。

【社会福祉協議会の取り組み(共助)】

取り組み内容

<防犯対策への支援>

① 防犯意識の啓発

犯罪の手口などについて、広報紙やホームページ等で周知を行うとともに、高齢者等が犯罪に巻き込まれることがないように、地域で開催している健康づくりなどの多様な機会を活用した情報提供に努めます。

② 防犯活動への支援

地域や民生委員・児童委員と連携し、地域の防犯活動に協力します。

<防災対策への支援>

① 防災意識の啓発への支援

社会福祉協議会のホームページや SNS などを活用し、市の避難所情報や防災に関する情報提供に努めます。

【市の取り組み(公助)】

取り組み内容	所管課
<p>&lt;防犯対策の推進&gt;</p> <p>① 地域防犯対策の推進</p> <p>関係機関と連携し、犯罪や消費者被害、詐欺被害に関する情報を把握し、被害防止の方法を含めた地域への情報提供を行います。また、消費者被害、詐欺被害に関しては相談窓口の周知を図るとともに、警察や県民生活センター等の関係機関と連携した必要な支援を行います。</p> <p>② 児童生徒への防犯指導の推進</p> <p>児童生徒を犯罪などの被害から守るために、今後も学校、家庭、地域が一体となった「Go 家運動」を推進します。また、PTA等が行う夜間パトロール等の活動に対し、継続して取り組めるよう活動を支援します。</p> <p>③ 防犯設備の整備推進</p> <p>夜間の犯罪発生を防止するために、地域と連携し防犯灯設備などの整備推進及びその維持管理に取り組みます。</p> <p>&lt;防災対策の推進&gt;</p> <p>① 災害に関する情報提供の推進</p> <p>「宮古島市地域防災計画」に基づき、多様な手段による迅速な情報提供を行うとともに、ハザードマップ等を活用し、地域への防災知識の普及啓発を図ります。さらに、日頃からの備蓄の重要性や避難ルート、避難先の確認などを促す取り組みを推進します。また、転入者に対しては転入手続きの際にホームページ等で公開している防災に関する情報の周知を行います。</p>	<p>防災危機管理課 福祉部各課 教育委員会</p>

② 防災訓練の実施・自主防災組織の育成

市及び地域の防災力を高めるために、防災訓練の実施や自主防災組織の育成を進めます。防災訓練の際には、市民や自治会をはじめ、福祉関係事業所、地域活動団体などへ積極的な参加を促します。

③ 避難所の受け入れ体制の充実

避難所における居住性の確保、生活関連物資の配布、健康管理等、避難者の生活環境の整備に向けた必要な取り組みを推進するとともに、福祉避難所の確保に取り組みます。

## ◆社会福祉協議会における中福祉圏域ごとの重点施策

本計画は、行政の取り組みと行政が示す地域福祉の理念や考え方に合わせて社会福祉協議会が実施する具体的な取り組み(活動)を一体的に整理した計画となっています。

計画に位置付けた施策を総合的に取り組んでいくものではありませんが、中福祉圏域ごとの特徴に合わせた取り組みも重要となります。

そこで、活動の中核である社会福祉協議会において中福祉圏域ごとに実施する重点施策は以下の通りです。

### 【平良第一地区】

圏域の特徴
<ul style="list-style-type: none"><li>・市街地においては人口が多く、アパート等の集合住宅地も多いため、隣人の把握が難しくネットワークを形成しづらく、そのため地域のニーズを把握することが困難なことも多くありますが、一方、地域活動が熱心な地域もあり見守りネットワークが自然と形成されています。</li><li>・市街地から離れるほど高齢者率が高く、交通手段も限られ移動が不便な面がみられます。</li><li>・無料塾、子ども食堂等の民間の支援機関が少ないため、車を持たない困窮世帯の利用が難しいケースがみられます。</li></ul>
●重点施策
<ul style="list-style-type: none"><li>・市街地においては、自治会や民生委員と協力しながら地域や住民ニーズの把握に努め、徐々にネットワークを広げていく取り組みの他、多くの小規模グループと連携しながら、他機関とつながりやすいネットワークづくりを行います。</li><li>・福祉情報や地域の相談窓口である「ふれあい総合相談センター」についての周知を図りながら、個々の相談に対応していくための多職種間ネットワーク構築に取り組みます。</li><li>・行政や関係機関と連携し、移動や買い物困難者に対応できる新しいサービスの創出に向けて協議していきます。</li><li>・困窮世帯への支援についてはフードバンクやCSWを通じた支援を行いながら、必要に応じた新たなサービスの創出に向けて、行政をはじめとした関係機関と協議し取り組みます。</li></ul>

## 【平良第二地区】

圏域の特徴
<ul style="list-style-type: none"><li>・市街地においては人口が多く、自治会がない地区もあることから地域のニーズ把握が困難な状況があります。自治会活動についても人口が多いことに加え、移住者や期間限定での滞在者等、住民の移動が多く自治会単位での活動が困難との声も聞かれます。</li><li>・サロンやいきいき百歳体操等、小規模グループの活動毎に見守りネットワークができています。</li><li>・無料塾、子ども食堂等の民間の支援機関が少ないため、車を持たない困窮世帯の利用が難しいケースがみられます。</li></ul>
●重点施策
<ul style="list-style-type: none"><li>・市街地においては、自治会や民生委員・児童委員と協力しながら地域や住民ニーズの把握に努め、徐々にネットワークを広げていく取り組みの他、多くの小規模グループと連携しながら、他機関とつながりやすいネットワークづくりを行います。</li><li>・自治会のない地域については、サロンや通いの場事業等を活用し、小規模グループを中心としたネットワークづくりを進めます。</li><li>・福祉情報や地域の相談窓口である「ふれあい総合相談センター」についての周知を図りながら、個々の相談に対応していくための多職種間ネットワーク構築に取り組みます。</li><li>・行政や関係機関と連携し、移動や買い物困難者に対応できる新しいサービスの創出に向けて協議していきます。</li><li>・困窮世帯への支援についてはフードバンクやCSWを通じた支援を行いながら、必要に応じた新たなサービスの創出に向けて、行政をはじめとした関係機関と協議し取り組みます。</li></ul>

## 【城辺地区】

圏域の特徴
<ul style="list-style-type: none"><li>・地域ごとの団結・共助の意識は高く、近隣の交流も保たれており、見守り体制は比較的充実していますが、問題が出た際に相談できる機関や窓口等の情報が不足している印象があります。</li><li>・少子高齢化による高齢者人口の割合が増えていることに加え、市街地から離れていることから各地域で買い物、病院への移動が困難なケースが多くみられます。</li></ul> <p>また、無料塾、子ども食堂等の民間の支援機関が少ないため、車を持たない困窮世帯の利用が難しいケースがみられます。</p>
●重点施策
<ul style="list-style-type: none"><li>・自治会や民生委員と協力しながら地域や住民ニーズの把握に努め、見守り、支えあいのネットワークの構築に向けて取り組みます。</li><li>・福祉情報や地域の相談窓口である「ふれあい総合相談センター」についての周知を図りながら、個々の相談に対応していくための多職種間ネットワーク構築に取り組みます。</li><li>・行政や関係機関と連携し、移動や買い物困難者に対応できる新しいサービスの創出に向けて協議していきます。</li><li>・困窮世帯への支援についてはフードバンクやCSWを通じた支援を行いながら、必要に応じた新たなサービスの創出に向けて、行政をはじめとした関係機関と協議し取り組みます。</li></ul>

【下地・上野地区】

圏域の特徴
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域内でのつながり意識が強く、朝のあいさつ、夜間パトロール、清掃、祭り、伝統芸能、スポーツ行事等が活発に取り組まれています。</li> <li>・自治会役員の高年齢化や自治会長だけで活動している等の現状により小地域ネットワーク協力員会議が開催しがたく、加えて若い世代の自治会活動離れがみられます。</li> <li>・ホテルや宿舎の建設が進むなかで新たなコミュニティができており、そういった新興地域との関わりが希薄なため住民のニーズ把握が難しい等、地域の住環境に変化がみられます。</li> <li>・無料塾、子ども食堂等の民間の支援機関が少ないため、車を持たない困窮世帯の利用が難しいケースがみられます。</li> </ul>
●重点施策
<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境の変化に合わせた地域住民の見守り活動やネットワーク構築に取り組んでいきます。</li> <li>・福祉情報や地域の相談窓口である「ふれあい総合相談センター」についての周知を図りながら、個々の相談に対応していくための多職種間ネットワーク構築に取り組みます。</li> <li>・自治会サポート事業を通して地域住民の交流を図り、住民同士の交流促進を図ります。</li> <li>・困窮世帯への支援についてはフードバンクやCSWを通じた支援を行いながら、必要に応じた新たなサービスの創出に向けて、行政をはじめとした関係機関と協議し取り組みます。</li> </ul>

【伊良部地区】

圏域の特徴
<ul style="list-style-type: none"> <li>・少子高齢化により高齢化率が高いが、隣近所の交流も保たれており共助意識は高く、老人クラブの活動も活発で、ゲートボールや長寿大学への参加など活動的な高齢者が多くみられます。</li> <li>・自治会活動については、地域の伝統行事等が中心に行われている印象があるが、青年会を中心に地域を盛り上げるイベントに取り組むなど郷土への思いは強いと感じます。</li> <li>・無料塾、子ども食堂等の民間の支援機関が少ないため、困窮世帯の利用が難しいケースがみられます。</li> </ul>
●重点施策
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会や民生委員と協力しながら地域や住民ニーズの把握に努め、サロンやいきいき百歳体操、老人クラブ等の既存団体等で行われる見守り活動と連携しながら見守りネットワークを広げていきます。</li> <li>・福祉情報や地域の相談窓口である「ふれあい総合相談センター」についての周知を図りながら、個々の相談に対応していくための多職種間ネットワーク構築に取り組みます。</li> <li>・困窮世帯への支援についてはフードバンクやCSWを通じた支援を行いながら、必要に応じた新たなサービスの創出に向けて、行政をはじめとした関係機関と協議し取り組みます。</li> </ul>



## 第5章 包括的支体制の構築に向けた検討





## 第5章 包括的支援体制の構築に向けた検討

### 1. 本章の目的と背景

全国的に人口減少時代が到来する中、少子・高齢化が進み、高齢者のみの世帯や独居世帯が増加し、困りごとを抱える住民が存在するなど、その内容は従来の各福祉分野（高齢、障がい、子ども・子育て、生活困窮等）の制度の狭間となるような複合的で複雑化したものとなってきています。

そのような中、国の方では「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」に基づく、取り組みとして「重層的支援体制整備事業」が創設され、包括的な支援体制づくりの推進が求められているところです。

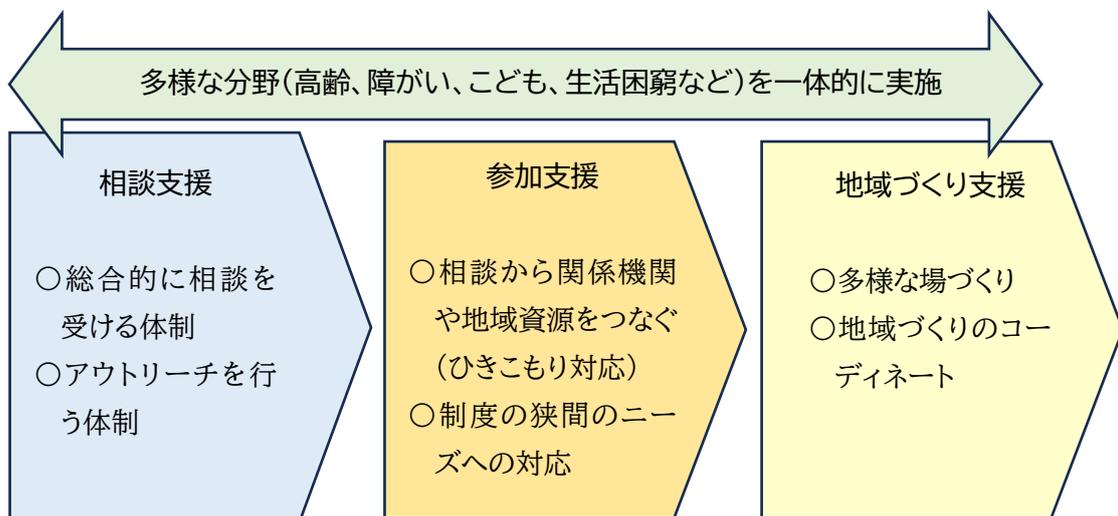
本市においても、市民の複雑化・複合化した課題への対応を図るうえで、宮古島市の地域資源や課題などの状況に即した「包括的支援体制の構築」が必要であることから、国が創設した「重層的支援体制整備事業」の枠組みや実施が必要な取り組みを整理し、本市における包括的支援体制のあり方の検討に向けて、庁内関係課をはじめ、関係機関と共通認識を図っていくことを目的としています。

### 2. 重層的支援体制整備事業とは

重層的支援体制整備事業は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、包括的な支援体制を整備することを目的とした事業であり、社会福祉法（第106条の4第2項）に規定される第1号事業から第6号事業までのすべてを実施することとされています。

既存の相談支援体制や地域づくりに関する事業を最大限に活用しながら、一体的に行う3つの支援となる「①対象者の属性を問わない相談支援」「②多様な参加支援」「③地域づくりに向けた支援」及びこれらの支援を効果的に実施するために「④アウトリーチ等を通じた継続支援」「⑤多機関協働による支援」を実施し機能強化することとなっています。

#### 【重層的支援体制のイメージ】



### 3. 本章の位置づけ

本章は、宮古島市における「包括的支援体制の構築のあり方」の検討に際して、国が創設した「重層的支援体制整備事業」の取り組みについて、既存事業などとの関連を整理し、本計画(第4次宮古島市地域福祉推進計画)の計画期間である令和12年(2030年)までの体制の構築を目指すものとします。

### 4. 重層的支援体制整備事業の各事業の体制及び取り組み内容

(1)包括的相談支援事業(第1号) ⇒既存事業の充実化で対応可

●属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める

各相談支援事業者は、相談者の属性・世代・相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービスの情報提供などを行う。

●支援機関のネットワークで対応する

受け止めた相談のうち、単独の相談支援事業者では解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行う。

●複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ

また、受け止めた相談のうち、課題が複雑化・複合化しており、支援関係機関間の役割分担の整理が必要な事例の場合には、多機関協働事業につなぎ、各種支援機関等と連携を図りながら支援を行う。

【既存事業の実施体制と取り組み内容】

	高齢者	障がい者(児)
事業名	地域包括支援センター	相談支援事業
事業内容	包括的支援事業、一般介護予防事業、介護予防指定居宅介護支援事業、認知症支援事業	障害者等の福祉に関する各般の問題について、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び支援を行うとともに、虐待の防止及び早期発見のための関係機関との連絡調整その他障害者等の権利擁護のために必要な援助を行う
設置形態	委託	基幹相談支援センターを直営 相談支援事業所へ委託
実施方法	電話、訪問、その他	電話、来所、訪問、関係機関からの紹介など多様な方法で受け付け、相談員が対応
箇所数	2箇所	5箇所
担当課	高齢者支援課	障がい福祉課

(前ページ 包括的相談支援事業のつづき)

	児童	生活困窮
事業名	利用者支援事業(基本型、こども家庭センター型、妊婦等包括相談支援事業型)	自立相談支援事業
事業内容	子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保育・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、相談や情報提供、助言等必要な支援を行う。	生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行うとともに、さまざまな支援を包括的計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図る。
設置形態	市直営	市直営
実施方法	市役所内に窓口を設置し、相談、情報提供等の支援を実施	市役所に窓口を設置し、相談、情報提供等の支援を実施
箇所数	2箇所(子育て支援課、家庭保健課(宮古島市こども家庭センター))	1箇所
担当課	子育て支援課 家庭保健課	生活福祉課

## (2)参加支援事業(第2号) ⇒新たに検討が必要な取り組み

### ●社会とのつながりを作るための支援を行う

各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できないニーズに対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行う。

### ●利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる

利用者のニーズや課題など丁寧に把握し、本人と支援メニューのマッチングを行う。

また、新たに社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューをつくる。

### ●本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う

本人と支援メニューをマッチングしたのち、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップをする。

また、受け入れ先の悩みや課題にも寄り添い、困っていることがある場合にはサポートをする。

### <取り組み例>

- ・生活困窮者の就労支援施設において、経済的な困窮状態にないひきこもり状態に対して就労支援(就労準備支援)を実施する
- ・就労継続支援B型の事業所において、障害福祉サービスの対象とならないひきこもり状態の者への就労支援を実施する
- ・養護老人ホームにおいて、居住に課題を抱える者への支援のため、空床を活用し契約による入所を実施する

### 【事業の実施体制及び取り組み内容】

	取り組み内容等
対象者	既存の制度や支援では対応が難しい本人や世帯(主にひきこもり対応)
実施方法	潜在的な課題を抱えている住民のニーズや各分野を超えたひきこもり等の件数を明らかにするため、アウトリーチでの実態把握を行い、支援メニューのコーディネートやマッチングを行います。 事業所や関係機関に対して他者との交流機会や就労準備を行う機会となる受け入れ先を開拓するなど、属性にとらわれず新たな通いや集いとなるプログラムの検討など社会とのつながりづくりへの支援を行います。
担当課	生活福祉課

(3)地域づくり事業 ⇒既存事業の充実化で対応可

- 地域づくりをコーディネートし、本事業を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。

【既存事業の実施体制と取り組み内容】

<高齢者>

高齢者①	
事業名	生活支援体制整備事業
事業内容	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するために既存する地域資源の情報発信やマッチング、地域の特性に応じて必要な新たな資源創出等を行う。
設置形態	委託
実施方法	生活支援コーディネーター第1層を市に設置、第2層を社会福祉協議会へ設置し、コーディネーターや協議体を中心として事業を行っている。
箇所数	1箇所
担当課	高齢者支援課

高齢者②	
事業名	地域介護予防活動支援事業
事業内容	心身機能低下の予防・向上を図り、社会参加の促進と生きがいづくりを目的に、地域住民が主体的に集い活動することに助成する事業
設置形態	委託
実施方法	住民を主体として多様な通いの場を創設し、居場所づくり、レクリエーション、参加者同士の交流、いきいき百歳体操等を行う
箇所数	49箇所
担当課	高齢者支援課

<障がい者(児)>

	障がい者(児)
事業名	地域活動支援センターの機能強化
事業内容	障がいのある方が、地域社会で安心して自立した生活を送れるよう、日中活動の場や創作・生産活動の機会を提供し、お互いの交流を図りながら社会から孤立しないようサポートする。
設置形態	法人へ委託
実施方法	来所型
箇所数	I型:1箇所 III型:3箇所 ※令和8年度にII型1箇所、III型1箇所開所予定
担当課	障がい福祉課

<児童>

	児童
事業名	地域子育て支援拠点事業
事業内容	子育て支援センターにおいて、子育て中の父母、家族、妊婦に対し子育て情報の交換や相談できる場を提供することで、子育ての不安感の緩和を図ると共に、子育て家庭の親とその子どもの交流等を促進する。
設置形態	公設民営(指定管理) 3箇所、民設(補助)民営 2箇所
実施方法	子育て支援センターにおける育児相談、育児講座等の実施、利用者同士の情報交換、交流の場の提供
箇所数	5箇所(R7.4.1現在)
担当課	子育て支援課

<生活困窮>

	生活困窮
事業名	自立相談支援事業
事業内容	生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行うとともに、さまざまな支援を包括的計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図る。
設置形態	市直営
実施方法	市役所に窓口を設置し、相談、情報提供等の支援を実施
箇所数	1箇所
担当課	生活福祉課

(4)アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(第4号) ⇒新たに検討が必要な取り組み

●支援が届いていない人に支援を届ける

複数分野にまたがる複合化・複雑化した課題を抱えているために、必要な支援が届いていない人に支援を届ける。

●会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見付ける

各種会議や支援関係者との連携を通じて、地域の状況などにかかる情報を幅広く収集し、ニーズを抱える相談者を見つける。

●本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く

本人と直接対面したり、継続的な関わりを持つために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行う。

例:ひきこもりの状態にある人の場合には、継続的に本人に手紙を残したり、興味・関心に合わせた情報提供を行うほか、家族との関係性に配慮したうえで、家族支援を通じて本人と関わる糸口を見つけるといった支援が考えられる。

【事業の実施体制と取り組み内容】

	取り組み内容等
対象者	○複合的な課題を抱えている方 ○自ら支援を求めることが難しい方 ○その他上記に関連する方
実施内容	地域住民のつながりや、様々な関係支援機関のネットワーク等を活用して、潜在的な相談者を発見する入口を多様にし、支援を必要とする人の早期把握に努めます。 なお、支援に際しては、関係性を構築するための方策を検討するための「事前調整」、本人や世帯との「関係性構築に向けた支援」、「家庭訪問」、「同行支援」などを行います。
実施方法	直営・委託
担当課	生活福祉課

(5)多機関協働事業(第5号) ⇒新たに検討が必要な取り組み

●市全体で包括的な相談支援体制を構築する

多機関協働事業は、重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるなど、既存の相談支援機関をサポートし、市町村における包括的な支援体制を構築できるよう支援する。

●重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす

重層的支援体制整備事業の支援の進捗状況等を把握し、必要があれば既存の相談支援機関の専門職に助言を行うなど、市町村全体の体制として伴走支援ができるように支援する。

●支援関係機関の役割分担を図る

単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定める。

※支援プランの作成(社会福祉法第 106 条の4第2項 第6号)は、多機関協働事業と一体的に実施。

【事業の実施体制及び取り組み内容】

	取り組み内容等
対象者	○複雑化・複合化した課題を抱えている方 ○1つの支援機関では対応が難しく、複数の支援機関が関わっている方 ○各支援機関の役割分担、支援の方向性などの整理が必要な課題を有する方
実施内容	困難な事案が生じた場合、速やかに関係機関と連携を図り各福祉分野の相談支援機関が抱える課題を整理し、複合的・複雑化した課題に対する解決に向けた支援会議・重層的支援会議を開催し、支援プランを作成します。なお、以下の会議は共催を基本とします。 <支援会議(本人の同意がない場合にも情報共有に基づく支援の検討が可能)> 社会福祉法第 106 条の 6 に規定される、参加者に守秘義務が課される会議体です。本人からの相談がないものの地域での見守りが必要なケースや、緊急の支援が必要なケースなどについて、関係機関同士で情報共有や支援方針の検討を行う場として開催します。 <重層的支援会議(本人の同意を得たケースのみ)> 複雑化・複合化した課題を抱える人・世帯について、支援機関間の役割分担が望ましい場合に、多機関協働事業者が中心となり会議を開催し、支援プランの議論、決定を行います。
構成員	<支援会議> 高齢、障がい、こども、生活困窮の各担当課(係)および関係機関等へ連携担当者を配置し、多機関協働事業者が事例ごとに選定し、招集。 <重層的支援会議> 重層的支援会議と同様
実施方法	直営・委託
箇所数	1箇所

## 第6章 着実な計画の推進のために





## 第6章 着実な計画の推進のために

---

### 1. 計画の周知・啓発

本計画の内容は、多分野にわたっていることから、社会福祉協議会だけでなく、市民や地域に関わる全ての方、ボランティア、NPO、各種団体等の協働が大切です。

このため、本計画で示した基本理念や考え方については、市広報誌、ホームページ、テレビやラジオ、地域の集まりで市民への周知を図り、地域における主体的な福祉等の地域活動を促進します。また、地域福祉に対する市民の意識の高揚を図ります。

### 2. 計画の評価と進行管理の徹底

本計画を着実に推進していくために、適切な進行管理・評価を行うことが重要となります。

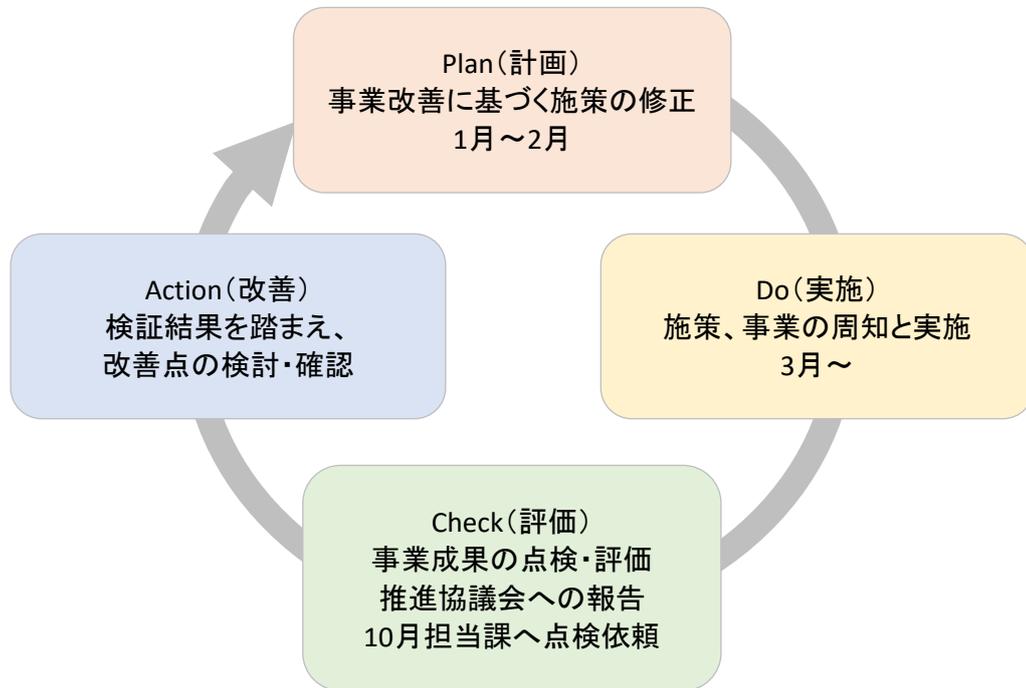
地域福祉計画の所管課である生活福祉課は本計画について、庁内への周知を行うとともに、個別施策に関して、毎年担当課に成果と課題の報告を求め、さらに改善へとつなげられる PDCA サイクルの仕組みを構築し、確実な計画実施に努めます。

そのため、PDCA サイクルを1年程度の期間でサイクルさせ、その結果を蓄積し、次期計画の見直しに活かすものとします。

計画最終年度には、目標指標に設定している「成果指標」について、市民意識調査を実施し、達成状況の評価を行います。

さらに、計画の推進・進行管理にあたっては、本計画の推進協議会に引き続き、進捗管理、推進の役割を担っていただくことで担当課からの成果と課題を推進協議会に報告し、施策や事業の改善、見直しを行います。さらにこれらの議論を、各団体の新たな取り組みのヒントとして活かしていただけるよう、伝えていきます。

◆PDCA サイクル



◆計画の推進・進行管理の連携

